ISSN　1341−1101

秋田県公文書館

研究紀要

第21号

講演録
「新たな公文書管理の確立へ　−小布施町の公文書管理と公文書館−」
…………山　岸　正　男…　1

論　文
「佐竹家中家蔵文書」と文書改関係文書　…………………鈴　木　　満…　24

史料紹介
「秋田藩家蔵文書」（樋口本）………………………………鈴　木　　満…　44

「郡方見回役加勢勤中日記」（文政八年）………………………………………　50

平成27年3月

平成二六年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議　基調講演（一一月二〇日）

新たな公文書管理の確立へ　―小布施町の公文書管理と公文書館―

講師　長野県小布施町文書館館長　山岸正男氏

はじめに

長野県の小布施町から参りました山岸と申します。地味な分野ながら、公文書管理条例の制定と公文書館の設置を同時にスタートしたことによって、私どもの小布施町は結構目立つ存在になりました。しかし、準備期間等も少なく、始まってから本当に四苦八苦している状況です。さて、今日の演題は「新たな公文書管理の確立へ」となっていますが、小布施町では未だ確立されていない試行錯誤の中で苦しんでいる状況ということでご理解いただきたいと思います。

ところで、私ども外に出た折には、必ずまちづくりについてPRしておりますので、少々話させていただきます。「まちづくり」が小布施町のキーワードになっており、それがあるから公文書管理や公文書館につながってきた面もあります。そこで、前段として長くなりますが、最初にまちづくりについて話させていただきます。

まちづくりの経緯からご案内申し上げたいと思います。長野県は縦に二〇〇キロメートルくらいあるのですが、その中でも小布施町は北東部に位置しております。人口は一一、三二六人で若干横這いの減少傾向にあり今後を心配しているのですが、特に小布施町の特徴的なこととして、面積が一九・〇七平方キロメートルであり長野県内では一番小さい町であることが挙げられます。この小さいことはデメリットであるかも知れませんが、私どもは逆にメリットではないかと考えております。そういった中でまちづくりを進めてきております。内陸性で寒暖の差が大きく、年間降水量は一、〇〇〇ミリに満たず非常に雨が少ない上、特に冬は寒く夏は暑く、また一日の寒暖の差も大きいため、なかなか気候的には厳しい所なのですが、逆に特産の果樹栽培には適しており、果樹の産地として長野県外にも発しているところであります。

町の地形図を見ますと、大体一九平方キロメ

ートルですから五キロメートル四方の中に町域がみんな入ってしまいます。小布施町はゆるやかに傾斜した扇状地に位置しています。千曲川は小布施町のあたりで最も川幅が広くなり、一キロメートルほどの長さの橋が架かっています。北に篠井川、東に雁田山、南に松川、西に千曲川があるので、小布施町は物理的地理的に他地域から分断された形になっています。この千曲川を渡ると長野市へ行けますが、そのためには橋を渡らなければなりません。北の中野市、南の須坂市へ行くにも橋を渡らなければなりません。そのようなわけで完全に独立した形の地形であり、そのために古くから独自の文化圏を形成してきたため、独特の町民性もあります。つまり、閉鎖的な反面、受容的でオープンな面も持つ独特な風土があります。

小布施町が比較的有名なのは、葛飾北斎に関係してのことです。北斎は現在の東京都墨田区の生まれで、またヨーロッパにも浮世絵作品が知られています。小布施町に北斎が来たのは、町に幕末から明治にかけて豪商で豪農の高井鴻山という方がおられたためです。高井鴻山は、文化芸術にも造詣が深く江戸などにも遊学し北斎と知り合いました。そして北斎を小布施に招くことになり、創作活動を経済面で援助しています。北斎が小布施に来たのは最晩年のことで、この地で肉筆画を残しています。摺った版画ではなく直接北斎が描いた絵であり、有名なものでは天井絵などがありますが、それ以外でもかなりの本数の軸物の絵が小布施に残されております。それらを集めた施設が北斎館なのですが、これについては後で話します。

一　まちづくりの経緯

1　昭和四〇年代からのまちづくり

小布施町では昭和四〇年代からのまちづくりが大きな意味を持ち、その中心の一つが果樹を中心とした農業立町、もう一つが文化遺産を活かした文化立町です。

①　果樹を中心とした農業立町

果樹中心の農業立町に至る背景として、まず小布施で北斎よりも古くから有名で歴史のある栗栽培があります。小布施の栗は室町時代から六〇〇年の栽培の歴史があると言われています。丹波の豪族が小布施に移住した時、一緒に丹波栗を持ってきたという説があります。小布施の土壌は酸性であり、これが非常に栗の栽培に適していたため大粒で良質な実が採れました。特に江戸時代には幕府や松代藩の献上栗ということで、庶民は栗を拾っても手を出せませんでした。栗菓子の加工は、北斎の居た文化文政の頃から歴史があるので、たぶん北斎も小布施で栗菓子を食べたのかなと年代的には感じられます。小布施栗によって特に町は有名である他、さらに江戸中期から明治初期にかけては菜種と綿花の特産地になりました。そして明治期には県下有数の養蚕地帯となりますが、養蚕が斜陽になるといちはやくリンゴ栽培に転換します。「小布施人」には、新しいものにすぐチャレンジしていく気質があります。それで、ちょっと養蚕が傾いてきた時には、すぐにリンゴ栽培に乗り換えた訳です。

今でもリンゴ栽培が農業生産の中心になっています。小布施にはいろいろ産業がありますが、基幹産業は農業であり、その中でも果樹がトップです。ただ最近、リンゴやブドウは手が掛かるため、だんだん手の掛からない栗の栽培が増えています。

② 文化遺産を活かした文化立町

さきほど申し上げたとおり、葛飾北斎が肉筆画の傑作を数多く小布施に残しております。北斎が最初に小布施に来たのは、八三歳の時でした。それから都合四回、三年半にわたって小布施に逗留しています。当時としてこの年齢ですから本当に凄い人だなと感じます。そういった背景で北斎館を開館し、「北斎と栗の町」「歴史と文化の町」として全国から注目されました。その後は、後で説明します町並修景事業や数多くある文化施設を活用したイベント、さらに平成元年から先代の町長が「花の町」というコンセプトを主力にしたため、この点でも有名になり全国から多くの来訪者を迎える町となりました。私は役場に勤めて三四年になりますが、就職した当初、北斎館の来訪者は年間五万人程度でした。ほとんど観光客はいませんでした。現在の来訪者は、年間一二〇万人くらいですから、この四〇年間で小布施町も急激に変わってきたと言えると思います。

2　五つのポイント

① 人口政策

まちづくりの経緯には、五つのポイントがあります。一つは昭和四〇年代の人口政策です。この時期は高度経済成長期であり、どこの町村でも若い人が東京に出て行きました。小布施町も例外ではなく、一万人を超えていた人口が急激に減っていました。昭和四三年には一万人を割り、まちづくりに非常に危機感を抱いた時期がありました。この人口減少に歯止めをかけるため、昭和四四年に財団法人小布施町開発公社を発足させました。この公社によって宅地造成を行い、小布施町の人口減少を回避したわけです。その後は右肩上がりで人口が増え、現在は若干減少している状況ですが、かつての人口政策が功を奏したと言えます。

② 北斎館などの美術館

そして、まちづくりの起爆剤となったのが、昭和五一年の北斎館開館でした。北斎の肉筆画だけを集めた美術館です。実は事業主体が開発公社であり、さきほどの宅地造成の収益を活用した形で北斎館が出来上がりました。特に北斎は肉筆画ではなくて版画の浮世絵が有名だったわけですから、北斎館は肉筆画だけを集めた美術館ということで、マスコミもあまり良くは言いませんでした。今はこの周辺は商業・住宅地ですが、当時の北斎館は周りに水田が多く、「田んぼの中の美術館」とマスコミから揶揄されていました。そうした中で来訪者数は、当初の五万人から平成九年の頃には三九万人を超えました。長野オリンピックの開催なども増加の背景にありました。

③ 地場産業・栗菓子店の活躍

北斎館がお客さんの非常に多く来る美術館として成長する中で、小布施町自体にも観光客が徐々に増えると、次に地場産業の栗菓子

店が活躍し始めました。小布施は江戸時代から栗菓子の加工が盛んで大きな老舗も何軒かあり、中には全国的に有名な店もあります。そうした栗菓子屋さんが、非常に熱心にまちづくりを展開していきました。ちょうど本店の建て替え時期と重なったため、新しい店舗を建てる時に町の景観に極めて配慮した建物を造りました。栗菓子の小売だけではなく、栗おこわ等のお昼を召し上がっていただく場所も店舗の中に設けました。それまでの卸・小売りに加えて、飲食サービスまで幅広く展開するようになってきました。中には美術館を造って、お昼を食べたお客さんなどに所蔵の美術品を見ていただいている店もあります。このような栗菓子店の活躍によってまちづくりに勢いがついたと言われています。

④　町並修景事業

それから、特徴的なものに町並修景事業があります。それまで町の中心部は、どこの町でも見られるように商店街が鰻の寝床のように並び、その中に栗菓子店や金融機関などがある状態でした。しかし、それでは住環境も商売上の環境も良くなく、ましてや他所から観光客の方がお見えになるような環境では無かったわけです。そうした中で、さきほど話しました高井鴻山の過ごした隠宅が北斎館の近くに残っており、子孫の方から建物と土地を小布施町に寄贈していただきました。これをどのように活用するかと町並みの状態をどう解決するかの問題が同時に重なって、町並修景事業が起こりました。

この事業は、実際には昭和五七年から六一年まで行われました。一九八〇年代前半から半ば頃までです。町並は国道に面しているのですが、修景事業では民家を奥に動かし、商家は道路に面したままにしました。さらに町並の真ん中に広い駐車場を設け、お客さんにお越しいただけるような「幟の広場」という形にしました。そして高井鴻山の隠宅は、高井鴻山記念館という施設名で町営の美術館にしました。その時にも古い土蔵を曳家したほか、特産の栗の木を使って「栗の小路」を造りました。これはなかなか有名になり、今でも「栗の小路」と呼ばれ続けています。また修景事業では、全部が全部古い建物ではなく、新しい建物にも小布施に昔からあった瓦葺や切妻屋根を使い、さらに町人の町なので土壁造などにも力点を置いて新しく再構築しています。そうした中で特に町の公共施設や町並修景に宮本忠長先生という設計士の方が携わっておりました。「修景」すなわち景を修めるという言葉は、宮本先生の造語だと言われています。そのコンセプトとして、「外は皆のもの、内は自分のもの」という考え方がありました。つまり、町並の外側については公共的なパブリックな空間であり植栽も含めて一定の統一感を保ってデザインし、これに対し内側については自分たちのプライベートな空間であって十分に私生活を楽しむという考え方です。小布施は小さい町ですので、この修景事業は中心部からすぐに町全体に広がっていきました。

この町並修景事業を行ったことにより、まず景観に対する町民の

意識が向上しました。町の方でもその動きに合わせて、町と事業者と民間と連携を組んで事業を進めております。そうした中で、昭和六一年には町で環境デザイン協力基準を制定しました。これは町民への強制ではありませんが、さきほど話した瓦葺や切妻屋根、土壁を使った再構築に協力してくださいとお願いするための基準です。それから平成元年に住まいづくり相談所を開設しました。平成二年には、うるおいのある美しいまちづくり条例を制定しています。景観法が制定されるはるか以前のことでした。この条例には環境デザイン協力基準を盛り込んでいます。あくまでも自主的な協力ということで呼びかけておりますが、この「うるおいのある美しいまち」は今でも小布施町のキーワードになっています。こうしたことに、まちづくりの力点を入れているわけです。さらに平成四年には住まいづくりマニュアルと広告物設置マニュアルを作りました。「どのような家を造っていただいたらよろしいか」ということで作ったマニュアルです。さらに町並に合ったお宅や生垣を造られた方を表彰するために、平成四年に景観賞を制定しました。

⑤　花のまちづくり

そうした中で、「花のまちづくり」という言葉が出てきます。町並修景事業において「景観」が新たな町のキーワードになりましたが、「花」も同じでした。前町長が小布施町の主要施策の中に花づくりを謳いまして、「産業の花」「景観の花」「福祉の花」を入れました。景観の花は「装いの花」とも言っており、特に景観を象徴する花という意味です。その起爆剤としての施設が必要とのことで、町にフローラルガーデンという庭園を平成四年にオープンしました。

その時私は二九歳で、ちょうどフローラルガーデン建設の担当をしていました。当時はまだ町にこうした施設がまったく無く、また大阪の花の万博が終わった直後であり、まだガーデニングブームが来ていなかった時期でした。誰も花について良く知らず私も花に関して造詣の深くない頃でした。町長の命題は一年半後のオープンでした。フローラルガーデンはなんとかオープンし、その後、私は三年半勤務しましたから、準備期間から足掛け五年間ほど花のことばかり携わっていたことになります。役場に勤めているのか植物園に勤めているのか自分でもよくわからない時期もあったくらいですが、そうした形で花のまちづくりが徐々に広まっていきました。

さきほどの町並修景事業と同じように、こうしたまちづくり事業は核になる施設ができれば、小さい町なのでどんどん広まっていきます。これがモデル花壇となって沿道の家々に広まり、さらにまちづくりのグループができていくわけです。

また、平成元年から町の施策としてヨーロッパ研修を行いました。住民の皆さんに九年間にわたって一〇〇人以上、ヨーロッパの中でも花づくりの本場であるフランスやイギリスなどへ研修に行っていただき、帰ってきてから花壇作りに活かしてもらいました。これによって花のまちづくりが一気に膨らんでいきました。平成六年には市町村部門で日本一ということで農林水産大臣賞をいただくことが

できました。そうしたことで、「栗の町小布施」に加え「花の町小布施」も町のパンフレットに書かれております。

ただし平成の合併以後、財政的に厳しくなってきて、以前よりも花に対する予算が若干少なくなっています。この辺を今後どのように継続していくかが鍵になっています。そうした中で「オープンガーデン」が周辺部に広がってきています。元々は、イギリスのイエローブックという形で家庭の庭園を開放する取組みがモデルとなっています。最初は協力してくれる家が少なかったのですが、現在では一五年目になりますので一三〇軒に拡大しています。こうしたものには基本的に町でお金を支出することはありませんので、ガイドブックや看板を作るくらいのものです。このような形で、花のまちづくりもシフトしてきています。

北斎が描いた肉筆画の中に菊図があります。菊図には、「巴錦」という江戸時代から二〇〇年以上の栽培の歴史をもつ名菊が描かれています。この巴錦の栽培が今も小布施で続いています。町の中でも巴錦を増やしていかねばならないということで、フローラルガーデンができた後、平成九年に「おぶせフラワーセンター」というものを造り花の苗の栽培を始めましたが、この巴錦もセンターで苗から育て、ここ三、四年は町の全戸に配り増やしていくようにしております。「一軒一株運動」ですがそのような形で花づくりを行い、ちょっと当初からは膨らみを持たせております。

さて、さきほど来、五つのポイントがまちづくりに挙げられるのですが、これらが単独であるいは複合して情報発信し功を奏してきた訳です。そして、小布施には商家の方や農家の方がいろいろ居られますが、基本的には「小布施が好きでお客が好きだ」ということが下支えになっております。そうした中で、どちらかというと行政主体ではなく住民の力というものがあり、そこに行政が加わるという官民協働の形ができています。昔は「住民参加のまちづくり」などと言っていましたが、今では「協働」ですね。まわりからは「小布施方式」などと呼ばれていますが、そうした中でまちづくりとしては活気を帯びてきた状況です。

二　第二ステージへ

1　自立（自律）

右のような経緯でしたが、平成の大合併の頃から様相が変わってきました。長野県下では、市町村数が合併によって一二〇から八一に減り、現在はさらに七七になっています。小布施町については近隣の市から合併の話もあったのですが、懇談会とかアンケートとか広く意見を聴いた中で、「メリットが財政効率であれば合併はしたくない」ということが町民の皆さん大半の意見になりました。「苦しくとも合併しないでやっていく」との意見がまとまり、平成一六年二月に自立を決定しました。合併による自立もあるし、合併によらない自立もあると思います。そして小布施町は、合併によらない自立

を選びました。ただし財政が厳しいことに変わりは無いので、小さな町として生き残るため、二つの急務と二つの旗印を掲げました。

　二つの急務とは、財政の健全化を図ること、行政改革を進めることです。手っ取り早くは町職員数の削減であり、ピーク時の一一八人が現在では九二人になっています。非常に正規職員数が少なくなりました。そして、二つの旗印とは「協働」と「交流」であり、まちづくりのために役立っています。「協働」についてはさきほど来お話ししましたが、「交流」というのは小布施町にいろいろな方がお見えになった折、多彩な交流を通じて地域の活性化や産業振興に役立てることです。イコール交流産業の振興であり、基軸は農業ですが商工業を取り込み商工連携で町中に「にぎわい」を創出しようとするものです。ただし、歴代の町長が言っているのは、「にぎわい創出イコール観光ではない」ということで、観光という言葉を非常に嫌っておりました。現町長も「今だけのことを考えてはいけない」「まずとにかく交流が第一だ」と言っております。観光客との交流によって小布施町に親しみを持っていただき、リピーターを確保する、そこで信頼感を増して初めてビジネスが生まれるというのが現町長の考え方です。

　そうした中で、特に小布施町の特徴（強み）を活かすということで、第一点として高い町民力、すなわちさきほど来お話ししております協働力と交流力があります。第二点として、明治の合併前からの一五か村（自然村）で培われた独自の歴史と文化があります。昔からの一五か村がそれぞれ歴史と文化を守ってきたため、現在の小布施町があると言えます。このことは、新しくできた文書館においても非常に大事なことだと思っております。第三点として、小布施町は非常に小さな圏域の町なのですが、小さな中で町部と周辺部で線引き（都市計画）がされています。市街化調整区域と市街化区域に分かれている訳ですが、特に農村部は景観が守られていて法の縛りが強くなっています。そのため農村景観が残されており、農村の暮らしも保全されています。特に町長は、「行政は保全することが仕事である」と言っておりますので、私ども職員も守っていかなければならないと思っています。そして第四点として、町域面積の小ささということも非常に強みであり、さきほどの町並修景事業や花のまちづくりにしろ、町中にすぐ広まります。やはり小さな町だから浸透しやすい面があります。町内は徒歩や自転車で行ける距離なので、面積が小さいことは逆にメリットとして考えられます。第五点としては、農業はただ生産しているだけではなくて「六次産業」、すなわち一次産業×二次産業×三次産業と掛け合わせたものを目指すという意味です。特に農産品の加工に力を入れています。地産地消のモデルとしての地場産業が既にあり、強みだと思います。最後に第六点として、来訪者が求める「なつかしい」「ほっとする」「やすらぐ」「いやされる」という言葉があります。これらは、小布施町を訪れた皆さんに、「なぜ小布施に来られたのですか」と聞いた時にいただいた答えです。新しいもの古いものが混在している町で

すが、懐かしいとか、ほっとするという雰囲気があるのかと思います。

2　協働のまちづくり

①　町民との協働

それから、さきほど話したまちづくりが新たな第一歩に進む中で「協働のまちづくり」が一つの旗印になりました。いままでも協働を進めてきたのですが、特に町民との協働として新しい図書館を建設しました。「まちとしょテラソ」というハイカラな名前が付いておりますが、実はこれができたことによって文書館もできることになりました。今の文書館の建物は、旧図書館の跡施設を使っています。「まちとしょテラソ」は新しく町役場の隣に建設しました。この施設ができる前から、住民の皆さんに非常に積極的に参加いただいて、建物の在り方から施設の運営に関してまで一つずつ決めていったので、時間と労力は掛かったのですが、今までの公共施設の中では最も住民が参加し創り上げたものだったと言えます。ただ建物も企画提案型のプロポーザル方式により古谷誠章先生が設計され、平屋で一、〇〇〇平方メートルですが非常に前衛的な建物でしたので、できてすぐに先進的な活動を行っている図書館に贈られる「ライブラリー・オブ・ザ・イヤー」をいただきました。そのため、こちらへの視察は非常に多くあります。

②　研究機関・大学との協働

いろいろな大学と連携はしているのですが、東京理科大学とは景観、つまりまちづくりに関して連携を行っています。学生の皆さんが非常に熱心に町の中に出てフィールドワーク等に参加され、それを町に還元していただいております。一番新しいものでは、慶應SDM・小布施町ソーシャルデザインセンターという協働があります。小布施町もこれから人口減に向かい、推定では三〇年後は三割減になるという恐ろしい数値も出ています。そういった中で定住を促進しなければならないのですが、自治会の今後の在り方、特に高齢化が進む中で限界集落化する所もあり、今後の地域づくりをどうするかについて慶応大学と協働で研究を進めています。また、別の大学との協働も進めています。

③　地場（町外）企業との協働

それから地場企業、町外企業も含めてですが、町との協働を行っています。「かんてんぱぱ」という県下の地場産業である伊那食品工業株式会社の店舗が小布施町にもできたのですが、実は空き家になっていた茅葺屋根の民家を改装してオープンしたものです。新たな町づくりの起爆剤になっており、若干最初の町並修景事業の地域とは離れた場所にあるので「第二町並修景事業」と呼ぶこともあります。徐々にこうした形でまちづくりが進んできております。

3　交流によるまちづくり

地域間交流ということでは、いろいろな市町村と協働させていただいていますが、特に縁が深いのは友好市町村である東京都墨田区です。墨田区は昔北斎が生まれた所であり、小布施町との間では平

成八年五月に友好協力協定を締結しています。この締結時には私がたまたま担当でした。協定を結んだ後は、教育や文化、産業など様々な分野で交流をしようということで、私が担当していた当時には墨田区から職人さんを招き展示会や実演をしていただきました。今でも交流が続いていて、小布施町の小学生が修学旅行で東京に行った時には墨田区の職人さんの所で体験学習をしています。

それ以外にも東日本大震災の時など、いろいろな形で他の市町村さんと交流を持つことをしています。「交流」も重要なキーワードとして、まちづくりを行っています。

三　新たな公文書管理〜まちづくりを支える基本的インフラとして〜

このようなまちづくりを背景に、本日お招きいただいた講演の本題である小布施町の公文書管理条例制定と公文書館設置のお話に入ります。「新たな公文書管理」という本章の題に「まちづくりを支える基本的インフラとして」という副題を書いておりますが、まさにそのとおりでして、今までいろいろなまちづくりを進めてきましたが、その基本的なインフラとして公文書があるわけです。

特に私ども町職員、自分を含めての反省なのですが、いままで非常に目立つ事業を打ち上げ花火的にどんどん進め、週末のたびにイベントに駆り出されてきました。そうした中で、どうしても疎かになるのが公文書や法規の関係です。私どものような小さい町では特に言えることですが、やはり目先のことや日々の仕事、新規事業などに追われて、公文書や法規など基本的で大事なことが疎かになりがちでした。そうした反省に立ち、もう一度ここで、この地味な分野をしっかりやっていかなければならないと考えたところです。

さて、小布施町の公文書管理ですが、国の方では正式に「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」を制定しています。公文書管理法ができた段階で、公文書管理の中にレコード管理（記録管理）とアーカイブズ管理が一緒の概念として入っています。小布施町でもレコード管理とアーカイブズ管理を一緒にやっていこうということで、「小布施町公文書管理条例」を制定しました。

小布施町で特徴的であるのは、第一に公文書管理条例の制定と文書館の設置を同時に行ったことです。第二には、文書館の管理運営権限が町長にあることです。実は、内庁的には教育委員会の職員による補助執行の形を採っております。これについては、当初からいろいろ話がありました。公文書は町長部局で預かるものの文化財となればやはり教育委員会で扱うべきですが、町長部局が公文書管理委員会など第三者委員会を担当し第一義的に公文書を扱うということで、文書館の管理運営権限は町長に残しておくことになりました。ただし、文書館の開館まで教育委員会の文化財担当で検討が行われてきた経緯があるので、事務分掌としては教育委員会に持っていきました。結果的には町長が文書館の管理運営権限を持ち、実際の事務は教育委員会で行う形になりました。第三に、美術館・図書館・

公文書館の連携ですが、これは特徴と言うよりは、むしろ課題に入ります。小布施町は、公営民営を含めて美術館が多いのです。そうした中で、美術館とまちとしょテラソ、そして文書館をこれからどう連携させていくかが課題です。第四に公文書管理条例の中の定義づけで、「公文書等」を「町政運営や固有のまちづくりの記録」であるものとしています。これは国の法律や各自治体の条例により書き方が変わってくると思うのですが、小布施町はまちづくりを町の基本であると考えております。「固有」というのは英語ではOnly oneですが、小布施町では官民挙げてオンリーワンのまちづくりを進めてきました。広くそれらに関わる文書ということが、「公文書等」に入ってくる概念です。ですから、そこの部分は端的に表現しましたが、町としては非常に重要なところです。

1　検討の背景

小布施町で文書館と公文書管理条例の両方が検討された背景ですが、一つ目として平成一九年頃から地域の郷土史家を中心に古文書の散逸を防ぐため、町での史料保存を求める声が上がりました。近年になってくると耐震や耐火の問題もあり、古い家を建て替えることが増えました。その際、古文書が処分されてしまうことが徐々に心配されるようになりました。郷土史家の皆さんからこのような話が上がってくるのですが、実はこれに先駆けて小布施の民間調査団体である小布施史料調査会が活動しております。この団体は横浜国立大学の多和田雅保先生が主宰しておりますが、平成一〇年頃から町に古文書調査に入っています。小布施町は自然村がありましたから、江戸時代の名主の家があります。そうした名主の家に、小布施史料調査会が古文書の調査に入りました。現在は六軒目の調査に入っております。民間調査団体が入ったことによって、新たな史料が発見されています。そうした中で、こうした史料を文書館で保存すべきという話になりました。一方で、町会議員さんの中にも文化財に対して造詣の深い方がおられ、一般質問の中で何回も文書館について質問されています。

二つ目として、前の図書館が町役場の三階にあり御高齢の方には利用しにくく床面積も小さいため書籍も五万冊を超え満杯になる等の理由で、新しい図書館の建設計画が持ち上がりました。平成一九年に新しい図書館・まちとしょテラソの建設地が町役場に隣接する旧幼稚園敷地に決まった際、旧図書館の建物をどう利活用するかが問題になりました。その中で町会議員さんから何回も旧図書館をぜひ文書館にして欲しいとのお話がありました。旧図書館の建物を文書館に使う話は自然な流れになり、非常にスムースに進みました。文書館以外の施設に利用する話はありませんでした。なお、町営の美術館等（おぶせミュージアム・中島千波館、高井鴻山記念館、歴史民俗資料館など）に加え、新しい町立図書館であるまちとしょテラソは、平成二一年七月に開館しました。

三つ目として、小布施町で公文書管理条例を制定する大きなきっかけとなったのは、やはり平成二一年七月の公文書管理法制定でし

た。ちょうど町立図書館の移転の時期と重なっていたため、公文書管理条例の検討を避けて通れない状況でした。
このような流れがあり、公文書管理条例の制定と公文書館の設置についてほぼ同時に検討を始めました。

2　公文書管理ルールの検討

最初に、小布施町の公文書管理条例に関してお話しします。公文書管理条例イコール公文書等の管理ルールということになります。その検討については、庁内を横断する公文書管理プロジェクトチームを設置しました。私がこのプロジェクトの担当だということで、平成二二年一〇月に第一回目の会議を開いています。会議の中で、プロジェクトの所掌事務については、第一に全庁統一的な公文書管理ルールの策定に関すること、第二に町民の知的資源としての公文書の活用に関することと定めました。それから文書管理の課題ですが、実は今現在も解決されず苦しんでおります。目立つ事業が先走ったため公文書管理が疎かになっていたわけですが、実情を言うと、組織共用文書すなわち公文書が職員の机の下に入っていたり、書棚に個人文書が入っていたりの状況が今現在も少し残っており完全に解決されていません。次に書庫等の整理が系統立てて行われていないことです。町役場の一階から三階に耐火書庫があり、出先機関にも書庫があって整理が非常に悪い状況でした。いざ必要な文書を探すとなると大変なことになっていました。そうした意味で、保存とか利用に対して課題が山積していたわけです。

そして、条例素案について検討していったわけですが、先進的な公文書管理条例と公文書管理法を研究しなければいけないということで、ベンチマーキングすなわちベストに学ぶことを行いました。特に公文書管理法は地方の公文書管理条例よりも後に制定されたのですが、レコードスケジュールをはじめ利用請求権のことにしても最新の状態で条文ができているので分析を必要と考えました。また公文書管理法以前に公文書管理条例を制定した熊本県宇土市や大阪市、北海道ニセコ町のものを分析しましたが、やはり公文書管理法ができたことにより若干条文の中身が変わってきております。特に法律ができた後に制定された島根県と熊本県の公文書管理条例について分析しました。島根県は公文書館が有る事例、熊本県は無い事例として公文書管理法と併せて条例を分析しました。そうした中で小布施町にとって必要な規定は何か、また実現できない規定は何かを考えていきました。
そして、なぜ条例が必要か最大のポイントなのですが、いままで小布施町では情報公開条例の条文と町の訓令で公文書の管理をしていました。極論から言うと規則であっても訓令であっても公文書管理はできます。それをなぜ条例に格上げしなければならないかですが、第一のポイントとして公文書等は「住民のもの」であることが大前提にあります。これが役所のものであれば規則や訓令で公文書管理規程を定めても構いませんが、住民のものと考えるのであれば条例で規定しなければなりません。実はこれは元々町の情報公開条

例にあった考え方で、公文書は住民共有の財産であると言っています。そのため、情報公開条例との辻褄を合わせるべきだと考えていました。第二のポイントとして、特定歴史公文書等の「利用請求権」の保障を挙げました。「特定歴史公文書等」については、国の法律と定義を同じにし、法律用語としてあまり独自なものを作らないようにしました。特定歴史公文書等イコール非現用文書ということで、組織として用いなくなった文書のことです。これについて利用請求権を保障します。現用文書については情報公開条例で開示請求権の保障を認めているので、整合性を図りました。公文書管理が民主主義（説明責任）の基本であり地方分権の推進には欠かすことのできないものとの認識で、この二つのポイントを挙げました。

その他のポイントとしては、まず統一的な管理ルールの法定化があります。情報公開条例も公文書管理条例も、基本的には執行機関の多元主義を原則としており、町長や教育委員会などの執行機関がそれぞれ公文書の管理権限を有するということが大前提にあります。これらを一括して管理するには条例化が必要ということになります。次にコンプライアンスの確保、すなわち執行機関相互の統制と連携です。具体的には、公文書を廃棄する時に町長と協議せよ、町長は公文書管理状況をとりまとめて公表せよということです。また集中管理については、努力規定ですが設けています。こうした中でコンプライアンスを確保しています。それから公文書管理委員会を設けています。有識者や専門家の知見を活用するには、附属機関を設置しなければなりません。附属機関は地方自治法第二〇二条の三に基づいて設置しなければならないため、これは条例化が必要だということになりました。また、今回の条例化にあたり、出資法人だけではなく、指定管理者の公文書管理についても努力義務を設けました。合わせて情報公開条例の中にも、指定管理者の努力義務を書かせていただきました。基本的に町の法人と違いますので、努力義務を課すにしても条例が必要であると考えました。最後に罰則についてですが、私どもの方では国の法律と同じく職員に科してはおりません。ただし地方自治法に基づけば、罰則を科す場合は条例で規定する必要があります。私どもの考え方としては、条例で職員に対する罰則規定は設けておりません。罰則以外の内容は、さきほど来お話しした条例化を行っています。規定化が公文書管理法のポイントであり趣旨にも通じるからです。公文書管理法の趣旨は第一条に書いてあることだけではないと言われていますが、いままで申し上げたことが趣旨であろうと思われます。条例を作る時には、やはりそれらを活かさなければならないと考えたわけです。

小布施町での公文書管理条例の制定については、平成二五年三月二二日の町議会で可決され、すぐ二五日に公布になりました。施行までが非常に短くて四月一日でした。これは文書館の開館が迫っていたためです。公文書管理条例の制定は、今のところ長野県下では一つしかありません。公文書館を持つ長野県も長野市も松本市も、公文書管理条例の制定については予定が無いということです。それ

から、公文書館設置条例も全く同時に議会に上程していますので、これも可決し公布・施行しました。ただし施行は四月一日ですが、文書館の準備に日にちが必要でしたので四月二四日の開館となりました。また、町長も四月中の開館を公約の中に入れていました。初年度の予算を四月一日から使えたのですが、すぐ二四日に開館したため、開館後も館の充実のための作業を行っていたという状態でした。

それから、公文書管理条例の検討の中で国の法律に趣旨としては則らなければならないのですが、その中で小布施町の条例はどの部分を変えたのかをお話しします。これは、お集まりの皆さんの自治体で条例化される時にご検討されればよろしいかと思います。

小布施町の公文書管理条例の特色ですが、第一に町における公文書の「移管」の概念の明確化があります。これは、あまり拘らなくても良い項目かと思いますが、さきほどお話ししましたように文書館の管理運営権限は町長に残してあります。そのため、町長部局の公文書が町長から町長に移管される形になります。教育委員会や議会など異なる執行機関から文書館に移管される公文書に対しては権限が動くことは理解できるのですが、町長部局の公文書を町長が管理運営権限を持つ文書館に移管することは、理屈として理解されにくいわけです。そこで、公文書管理条例の中で、「移管」の定義を「保存期間が満了した公文書の管理を移すこと」と入れました。この書き方も少し中途半端でまだ議論の余地があるかと思うのですが、基本的には公文書の管理を移すということで、権限を移す場合もあるし町長が町長に移管するように場所を移すという場合もあるわけです。「移管」については概念がまだ固まっていないものですから、条例の中で一応定義をさせていただきました。

第二に、「保存期間」に関する規定を定めることがあります。条例の中で、保存期間の区分を三〇年・一〇年・五年・一年・一年未満と明記しています。これは公文書が有期限保存であることを謳いたかったため、それ以前は訓令による文書管理規程の中で永年保存文書を設けていました。「永年」というと一〇年を越えるわけですが、何年先まで保存して良いのかわからないし、有期限かどうなのか曖昧なイメージもありました。そこで、条例では公文書の保存年限を最長三〇年に切り替えました。条例ではやはり大枠を規定すべきであり、細目的な基準は規則で定めるべきということで、実際には条例に保存年限だけを明記して、何の文書が三〇年保存に該当するかの基準は規則で定めています。公文書管理法には三〇年や一〇年という規定は無くて、政令の方で定められています。大阪市の場合は、条例に別表を設けて各保存年限に該当する文書の種類を示しています。これに対し、小布施町では別表を作成するまで内容が煮詰まっていなくて、条例で大枠だけを示しています。ただし、条例に但し書きを設けて、「当面、常時利用するものとして継続的に保存すべきものはその限りでない」ということとしました。これは国の政令の中でも謳っている「常用文書」でありまして、例えば職員

台帳とか契約書、五年契約が自動的に継続しいまだに契約が続いているものなどの綴りが結構あります。そうした文書は最長三〇年保存に馴染まないわけで、基本的には保存期間の区分を三〇年にせず「常用文書」として長くしています。これは例外として規定させていただきました。

第三に、二段階評価選別規定の追加ですが、これはレコードスケジュールの中において、作成取得担当が文書の保存期間が終わったら移管か廃棄かを決めますが、それを見直すことができる方式にしました。国の方でも運用として、保存期間満了の直前になったらもう一度見直しを行っています。そうであれば、私どもの方でも当然、三〇年保存文書になりますと、完結してから三〇年も経っておりますので、当初重要と思っていたものの、改めて見直しすると重要でなくなる場合もあります。逆に、昔は重要でないと思っていた文書が三〇年経つと非常に重要になっている場合もあります。そうした社会情勢の変化等があった場合には、例外としてこれを見直すことができると条例に但し書きを入れてあります。敢えて当初のレコードスケジュールに拘らないということで例外を入れさせていただきました。

第四に、公文書移管・廃棄簿の作成義務規定の追加があります。これについて、国の方ではガイドライン等で示されております。特に廃棄された公文書に関しては目録しか残らないので、条例の中で作成義務を入れました。

第五に、公文書の管理体制整備の規定があります。具体的には各部署に管理責任者を置くことにしております。これについては、大阪市も条例に盛り込んでいます。国の方では各省が行政文書管理規則の中で謳っています。管理体制整備は非常に重要だと考えましたので、これについては条例に格上げしました。公文書管理条例によって実施機関の職員もしくは組織に管理義務が課せられたので、こういった流れになっています。これについては基本的には国の法令と一緒なので、よくご存じのことと思われます。

さて、公文書管理条例による実施機関及び職員への管理義務として、一番目に作成があります。軽微な事案を除き、公文書の作成義務を課しています。二番目に整理があります。公文書ファイルにまとめる簿冊管理方式、分類と名称付けそして保存期間の設定、さらにレコードスケジュールの設定です。担当者の方であらかじめ移管または廃棄の決定をすることです。小布施町ではファイリングシステムを導入せず、基本的には簿冊管理方式を行っております。これについては、条例制定の前後で変わったことはありません。小布施町は財政的な問題もあり、公文書管理に極力お金を掛けておりません。三番目に保存があります。適切な保存と集中管理の推進とありますが、文書管理は現状ではそこまで発展していないところです。そして所管課で保管する文書ですが、当・前年度、常用、複数年のファイルがあり、最終的にはこれらだけにしようと考えております。今現在はそこまで進んでいませんが、目指すべき最終的な形です。

四番目に公文書管理簿（目録）の作成と公表があります。これについては、情報公開条例の頃から目録はあったのですが、小布施町では上手く運用されていなかった状況でした。そこで、公文書管理条例の制定を機に公文書管理の目録を整備して公表し、これが情報公開のための目録も兼ねることになります。従来の目録様式がありましたので、そこに公文書の識別番号とレコードスケジュール等を追加しました。公文書の識別番号は、具体的には各グループで通し番号にしました。その組織が存続する限りは、通し番号が続きます。それ以外にアルファベットと数字も使います。国の方では公文書を積み上げ方式で下から分類していきますが、小布施町では上からの割付方式で分類しています。従来から行っていた方式ですので、条例の制定前後で特に変わっていません。五番目に移管と廃棄があります。レコードスケジュールに基づいて移管や廃棄を行います。そして六番目に管理状況の公表があります。

公文書管理委員会については、国の法律上の名称を特に変えませんでした。あまり独自の名称を付けてもわかりづらいかと考えました。一番の任務は、文書館で利用請求された文書を全部非公開や一部非公開にした場合、請求者が情報公開と同様に不服申し立てできるため、その際に諮問に応じ審査を行うことです。そのため審査のための委員会を条例で設けたわけです。ただし、私どもは小さな町ですので、弁護士や専門家の数は限られておりますので、公文書管理委員会と情報公開審査会、個人情報保護審査会は同じメンバーで兼務しています。委員五名は三つの委員会を掛け持ちしております。実際に集まっていただくのは年一回程度です。

そして指定管理者の文書管理ですが、小布施町の中にも指定管理を行っている施設が一二ほどあり、努力規定という形で義務を課しています。管理している公の施設に関わる公文書だけですが、町と同様に管理していただくようにお願いしております。これについては条例施行の時に各指定管理者の皆さんに文書を出して、実際に訪問して趣旨を説明しています。

次に、保存期間満了時の措置の設定基準についてです。保存期間が満了した後、歴史公文書として重要なものは移管、それ以外は廃棄となります。何を移管するかの設定基準は左のとおりです。

①永年（長期）保存文書であったもの
②長期にわたり常用文書・現年度文書として保存されていたもの
③昭和の大合併（昭和二九年）以前のもの
④広報担当で撮影した写真やビデオ等の画像・映像記録
⑤各部門等が作成した行政刊行物（行政資料）
⑥町史編纂過程の収集資料
⑦町の特徴を表すキーワードに関するもの
⑧振り返るべきもの

実は、私どもには基準を作るためのノウハウがありませんでした。私自身がレコードスケジュールなどについて学ぶため、平成二三年に国立公文書館の研究会議の他、公文書管理法の全面施行の前に行

政管理研究センターで開催した公文書管理法制セミナーにも参加しました。また滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所の政策実務研修が平成二三年に初めて公文書管理を扱いまして、これにも参加してきました。全部合わせて七日間くらいの研修を受けたことになりますが、そうした中で全国の総務部署や公文書館の皆さんなどと一緒に議論をする機会がありました。

　国立公文書館では埼玉県立文書館の太田富康さんと同じグループで研修を受けました。その時、小布施町で歴史公文書の移管・廃棄について設定基準を検討している状況を話したところ、太田さんが平成二一年に埼玉県地域史料保存活用連絡協議会で出した調査報告書を持参くださり、全国の設定基準を分析したものを知ることができました。小布施町の設定基準を作成する際、基本的な考え方については埼玉県のガイドラインにあるものを参考にしました。

　大枠のガイドラインは埼玉県を参考にしましたが、そのほかに評価選別の細かい基準を設けております。各自治体や公文書館でもさまざま設けておりますが、小布施町でも細かい分野の基準については先にできている大阪市や神奈川県、横須賀市の例を参考に作成しました。作ってはみたのですが、実際に現物の文書に当てはめる時には難しいなと思う現状であります。ただし、小布施町以外でも残せるような共通した分野は特に残さなくても良いですが、小布施町として残さなければならない文書、町のキーワードに掛かるものですが、景観とかまちづくり、協働とか交流、小布施栗とか北斎とか美術館などに関わる文書は一番残さなければいけないものと考えています。小布施にしか無い文書については残していこうと基本的には考えています。

　それから特定歴史公文書等の利用制限に関してですが、情報公開と同様、基本的な考え方というのは国の法律と一緒で、利用制限情報が記録されている場合や、寄贈・寄託者の付した条件期間が経過していない場合、原本保護の必要がある場合等となります。「利用制限情報」の該当の判断は、国と同様に「時の経過」の考慮と、移管元の付した意見の参酌によります。これは行政処分ですので審査基準を設けました。国立公文書館が審査基準を設けているので、他所の自治体の審査基準を見ても国をモデルにしているところが多いようです。小布施町も国立公文書館の審査基準をモデルに作成しています。そうした中で国際的な三〇年ルールをふまえ、簿冊完結から三〇年を経過したら原則公開と考えています。しかし、国と同様に個人プライバシー情報に対しては利用制限を設けました。基本的に国立公文書館と一緒ですが、五〇年・八〇年・一一〇年・一四〇年という非公開期間を設けて、内容によっては子や孫の代まで個人プライバシーを保護することにしています。

３　公文書館の整備

　次に、小布施町の文書館の検討についてお話しします。公文書管理推進プロジェクトチームが平成二二年一〇月、文書館検討委員会は同年四月に設置され、文書館の検討は公文書管理条例とほぼ同じ

時期に始まりました。当時、私は文書館検討委員会の委員を公募した時に異動してしまったので、以後のことは後任者にまかせました。公募委員は一人で、それ以外は文化財に造詣の深い委員の方々でした。その時既に開館していた県内の公文書館と言いますと、長野県立歴史館と長野市公文書館と松本市文書館でした。三館を視察し状況等をお聞きしています。当時まだ「文書館」は仮称だったのですが、委員の方々に施設や運営について検討いただいています。平成二四年八月の委員会解散まで一〇回の会議を持ちましたが、途中から文化財保護審議会の委員とも合同で会議を開催するようになり両方からご意見をいただきました。最終的には報告書のような形でまとめませんでしたが。会議で出た意見を元に状況分析しました。

これらの検討を踏まえて施設整備へ向かったわけですが、実際には緊急経済対策の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用できましたので、あまり町の財政に影響なく整備できております。最初にお話ししましたように旧図書館施設を活用しておりますので、平成二三年度に改修工事自体は終わっていました。平成二四年度が準備期間だったのですが、なかなか準備が進まず再度仕切り直しになったわけであります。それで、文書館の開館についてはさきほどお話ししましたように、公文書管理条例と同じ平成二五年四月一日に公文書館設置条例を施行しています。正式名称も「小布施町文書館」に決まりました。「公文書館」では公文書に特化しているようなイメージになりますし、また「文書館（もんじょかん）」という意見もありましたが、これは古文書に特化したイメージになってしまいます。そこで平たく「文書館（ぶんしょかん）」という名称になりました。仮称の段階でも「文書館（ぶんしょかん）」と読んでおり、委員の皆さんの意見も最終的には落ち着きました。

開館までは本当に間が無くて、平成二五年四月二四日となりました。長野県下では、県立歴史館が平成六年、松本市文書館が平成一〇年、長野市公文書館が平成一九年の開館であり、私ども小布施町文書館が四番目となります。県下の市町村では三番目でした。

以下は非常にお恥ずかしい話になるのですが、小布施町文書館の概要をお話しします。整備費については国の交付金を活用し一、八五〇万八千円の中でほとんど整備が終わっています。若干改修にお金の掛かった部分はありますが、あまり大きな金額ではありませんでした。施設面積については、旧図書館と全く同じですので三七九・四二平方メートルという非常にミニマムな建物です。町役場と隣接した建物で、一階と二階が保健センターであり、三階部分が文書館になっています。閲覧室は小さいものです。職員体制は教育委員会職員の補助執行という形で、館長一名つまり私ですが兼務であります。ですから、常に文書館に居るわけではなくて、朝夕など必要な時に行っている形です。嘱託職員は専門員一名に臨時職員二名であり、この中でローテーションを組んでいます。予算的には当初の平成二五年度は一年目で若干の修繕等があり、一、三五六万一千円でした。

決算額としては一、一八二万円でした。本年度の予算額が一一一万六千円です。小布施町の一般会計の総額が四七億円ですので、その中ではこの予算規模ということになります。現在、来年度の予算を作成中ですが、おそらく三年目は一千万円を切るのではないかと思います。他の美術館や図書館と比べると町にとって財政的な負担は少ないかと思います。館内図を見ますと、右側の建物の大きな面積を収蔵庫が占めています。実はこの収蔵庫の造作にお金が掛かりました。基本的には収蔵庫の中に古文書を保存しています。古文書は寄託されていますので、やはり適切な温湿度の管理に配慮しなければなりません。

一番怖いのは、シバンムシ（死番虫）等による虫の食害です。閲覧室と収蔵庫に行く途中の部分に仕切りがありますが、ここが全面ガラス張りになっています。旧図書館の時は、ここが全部開放されていたので、ここにガラスの仕切りを設けて外部の影響をいったん遮断するようにしています。こういった部分にお金が若干掛かりましたが、それ以外は旧図書館施設をそのまま活用したので、事務所やトイレはほぼそのまま使っています。館内図にはありませんが、その他に閉架書庫と作業室が図面上では左側にあります。閉架書庫には公文書を保存し、作業室では二酸化炭素を用いる燻蒸機器を入れて古文書の燻蒸を行っています。

次に文書館の業務について説明します。おもな業務内容は設置条例で定めておりますが、左のとおりです。多分、他の公文書館と一

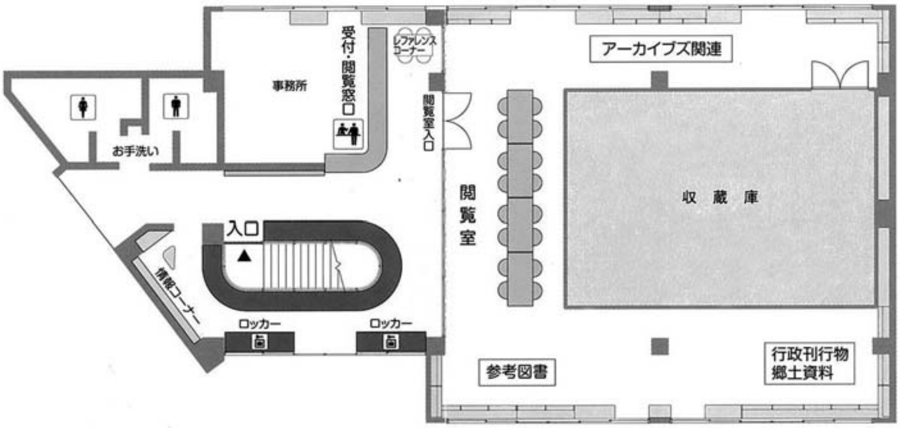

小布施町文書館（館内図）

※この他に、閉架書庫、作業室あり

緒だと思います。

①特定歴史公文書等の保存・利用

②歴史公文書等の保存・利用に関する調査研究

③歴史公文書等の保存・利用に関する情報の収集・整理・提供

④その他町長が必要と認める業務

さらに実施機関の委任を受けて、保存期間満了前の公文書の保存を行う規定を設けています。非現用文書を扱うことを規定していますが、町からの委任があれば現用文書を扱うのが文書館の仕事なのです。町では文書館に中間書庫的な役割も持たせているわけです。今のところ現用文書は扱っていません。しかし、文書館は実は町役場の閉架書庫とつながっており、どこまでが町役場の書庫でどこまでが文書館の書庫か非常に曖昧なところです。やがて現用文書の移管が進んでくると、文書館の書庫に保存する文書が多くなってくるので、町役場の書庫にまで文書館の領域が入っていくことが予測されます。この辺は比較的ゆるやかに考えています。

文書館の収蔵資料については特定歴史公文書等ということで、実施機関から移管された歴史公文書、そして法人等または個人から寄贈・寄託されたもの（古文書等）になります。古文書については、ほとんど寄託が多い状況です。それ以外にも、行政刊行物、広報写真、公図等も歴史公文書に含みます。文書館では特定歴史公文書等以外にも、図書その他の刊行物として参考図書（辞典等）、郷土資料（町内各種団体等の刊行物）、県内外自治体史ほかを開架書架でご覧いただけるようにしています。

次に公文書の整備についてお話しします。公文書管理条例の施行が平成二五年四月一日ですので、基本的には施行後の公文書が対象になります。条例附則では、施行前の公文書についても条例の例により保存期間の見直し、すなわち永年の三〇年への切り替え、またレコードスケジュールの設定など必要な整備が終了したものに対し順次文書館へ移管するという経過措置を設けています。この措置に時間が掛かっています。平成二四年度以前の公文書に関して、できあがった目録について、順次ヒアリングを行っており、年内には移管か廃棄かを決定したいと思います。その上で年度内の移管を始めたいと考えています。

全部署から出ているか心配もあるのですが、今現在では条例施行後すなわち平成二五年度の公文書一、三一五冊分の目録が出ています。条例施行前すなわち平成二四年度以前の公文書、これは昭和合併後のものですが、一三、四一六冊分の目録が出ています。この中で保存期間の満了したものは六、〇二二冊であり、レコードスケジュール上で移管としたものが一、五九三冊、廃棄したものが一、七四七冊です。残っているものは比較的重要な文書が多いかと考えておりますが、若干目録を見てみると結構腑に落ちない内容のものが多々含まれています。今現在すべての文書についてヒアリングを行っていますが、最終的には上記の数字が少し変わると考えています。

それから、文書館の収蔵資料に関して、非常にお恥ずかしい限り

ですが説明します。開館時の収蔵資料は、古文書一件（約三、〇〇〇点）と写真乾板等一件あっただけでした。あと、開架書架には行政刊行物や辞典等を置いておりました。今現在は若干増えてきております。公文書については、まだまだ移管が進んでおりません。今年度中に本格的に移管が始まると思っております。写真や議会の議事録など五一四冊を、先行で移管してあります。実は昭和の合併以前、すなわち明治・大正時代の公文書もありますが、現在整理までに至っていません。古文書については三件に増えましたが、今現在もう二件お預かりして燻蒸作業中なので、今年度中には収蔵古文書は五件に増える予定です。それから私文書一件、写真乾板等二件に増えました。それから開架書架には、行政刊行物、郷土資料、図書等一、二四七冊を置いており、様々なものを今後増やしていきたいと考えております。

また、情報提供活動等も重要だと思っているのですが、いかんせん公文書も古文書も「わかりづらい」「とっつきにくい」ということをよくお聞きしますので、なるべく写真や解説をパネルの形で展示しています。そうした企画展示を季節ごとに行いたいと思っております。今現在は春と秋のみの開催です。また、昨年度は古文書関係の講演会のほか、国立公文書館から講師を招き公文書管理講演会も開催しました。対象は、町職員と住民ボランティアの皆さんです。文書館だよりは単刊で出せるほど館の業務が進んでいないので、町の広報紙に毎月一回のペースで載せています。

その他、文書館サポーターを設置しボランティアを募集しました。なかなか私どもには地域の情報がわからないので、ボランティアの皆さんから「どこのお宅で土蔵を壊すから、古文書がちょっと危ないよ」といった情報をいただくようにしています。今現在一七名のボランティアがおりますが随時情報をいただいています。この間も、「古文書を寄託しても良いと言うお宅が一軒あるよ」と教えてもらいました。寄託の場合は優先順位付けが問題ですので、ボランティアの人達の意見を聞きながら進めています。

4　条例施行後の課題と展望

次に、条例施行後の課題と展望についてお話しいたします。公文書の管理については、特に町村の皆さんは同じだと思うのですが、小さな基礎自治体として職員は日々の業務に追われています。小布施町は特に文化施設が多いので、一一月や一二月になっても毎週末に講演会やイベントがあるので町職員が総出で出勤し、代替えの休暇もなかなか取れない状況です。そうした中で文書管理の事務は、どうしても後回しになってきます。日々忙しいのはわかるのですが、公文書管理は非常に大事だということで、条例をわざわざ制定した趣旨を町の全職員に理解して欲しいと思います。そのために町職員を対象とした研修が大事かと考えています。

文書館の運営に関しては、古文書の収蔵について、いかに優先順位を付けて散逸の危険が高いお宅から先に保存していくかということを考えています。そして、住民参加の運営を目指し、情報提供や

サポーター活動の充実を図っています。また、美術館や図書館等との連携に関しては、展示やデジタルアーカイブズなどいろいろな可能性があると思います。特にデジタルアーカイブズについては、まちとしょテラソの図書館ホームページから「小布施正倉」というページに跳ぶことができます。今現在は、高井鴻山の妖怪画とか中島千波先生の「坪井の枝垂桜」などをデジタル画像でご覧いただけるようになっています。美術館については、こうして作品をデジタル画像でご覧いただけますが、現状では古文書や文化財をご覧いただけないので今後加えていきたいと考えております。

四　おわりに

公文書管理の条例化について小布施町の例を元にお話して、終わりにします。平成六年一〇月一日の行政手続法施行に対し、小布施町では平成九年六月一日に行政手続条例を施行しました。国より少し遅れましたが、地方分権一括法の前でした。地方分権一括法の後になると、平成一三年四月一日に情報公開法が施行されましたが、町では少し早い平成一二年七月一日に情報公開条例を施行しています。それから平成一五年五月三〇日施行の個人情報保護法に対しては、町では若干早く、平成一三年一〇月一日に個人情報保護条例を施行しました。これら国の法律は、いずれも地方公共団体に対する努力義務を課しています。

公文書管理法に関しては、国は平成二三年四月一日に施行し、町では二年遅れて平成二五年四月一日に条例施行しました。公文書管理法も地方公共団体に対する努力義務を課しています。本来は公文書管理法がこの三法の前に制定されているべきはずのものでした。国よりも地方が先行したこともあるのですが、本来は公文書管理が先にあるべきはずというのが一つの論点であります。情報公開条例や個人情報保護条例は、国の方で地方に「どうですか」ということで調査照会し、また地方も危機感を持っていたので、どんどん進められたわけです。しかし、地方分権が進むことによって逆に条例化が進まなくなってきているのが今の公文書管理の状況ですので、若干皮肉なことだと思います。

公文書管理法の前には、公文書館法が施行されています。公文書館法には、「歴史資料として重要な公文書等の保存・利用に関し、適切な措置を講ずる責務」という重い書き方をした規定があります。そうした中においては、やはり公文書管理法だけではなく公文書館法の趣旨にも則って公文書館的機能を整備すべきではないかと思われます。これは財政問題を含めて各自治体の状況により判断するものですが、秋田県内の自治体さんの場合でも空き施設の活用、特に古文書に関しては図書館とか博物館等の活用ということが必要かと考えます。古文書に関しては各自治体の考え方があるでしょうが、公文書管理については特に箱物が無くても情報公開部局で担うとか条例の設置の仕方はあると思います。特に公文書の管理に関しては

条例化が必要だと考えています。

さて私見ですが、自治体運営（地方分権）に必要なことを紹介します。小布施町の公文書管理条例の基本理念として第一条には、「地方自治の本旨」を掲げています。これは、実は最初に公文書管理条例を施行した熊本県宇土市で「地方自治の本旨」を掲げております。「地方自治の本旨」の根っことして大事なものは、文書主義と法律による行政です。文書主義とは、文書の特質（伝達性、客観性、保存性、確実性）に基づき、行政における事務処理は文書により行われるのを原則とすることです。法律による行政とは、行政活動は法律（条例等）の定めるところにより、法律（条例等）に従って行われなければならない原則であり、法治主義とも呼ばれます。

公文書管理条例はなぜ必要かになると、いろいろなポイントはありますが、「政策法務」の観点から考えると、重要な事項は条例に盛らなければならないだろうということです。公文書管理を重要と思えば、条例に盛るべきだろうとの考え方です。文書や法令は行政活動の基礎であり基本であるから、その重要性を再認識する必要があるわけです。これは、とりもなおさず人材育成の重要性ということにもなります。特に私どものような小さな町や村では、この辺がどうしても疎かになるのですが、やはり重要であると考えております。東京都は、特にこの辺に特化した人材育成の基本方針を作っております。小さな自治体はこの辺を疎かにしてはいけないと私どもの反省の中で考えております。

本当に最後になりますが、文書館については過去と現在そして未来を考えることが大切だと思います。公文書管理についてもそうですが、あまり「今ここ」という狭い視点ではなく、もっと広い時間軸と空間の中で考えることが必要です。アメリカの作家でジャーナリスト、都市計画論で有名なジェイン・ジェイコブズの言葉をまず引用させていただきます。「新しいアイデアは古い建物から生まれるが、新しい建物から新しいアイデアは生まれない」と言います。また、あるドイツ人の言葉も引用します。「古い建物の無い町は、想い出の無い人間と同じである」と言います。この「建物」という言葉を「記録」と置き換えると、なんとなくニュアンスがわかるかと思います。近世の村の古文書は、村方文書とか地方文書とか言われますが、それだけで重要な価値を持ちます。これは当時の村役人が作成したものですから、今私たち公務員が作成している公文書に該当するものもあります。いろいろ関係ない領収書とかも含まれていますが、これに対して現在、私たち公務員が日々作成する公文書は、最終的にはレコードスケジュールなどありますが重要なものを選別して残していきます。そうなると昭和や平成の公文書も、江戸や明治・大正の文書と同じように非常に大事なものということになります。特に将来、その町のアイデンティティを表す重要な価値を持ってくると思います。そうした中で、これらを残していく仕組み、ルールとか箱とかをそれぞれの自治体で考えればよろしいかと思います。それぞれの自治体にあった仕組みというものを作っていかな

ければならないかなあと思っております。私どもの公文書管理条例や公文書館もスタートしたばかりで、何も偉いことは申せません。やはり身の丈に合った制度として育てていきたいと考えておりますので、五年、一〇年をかけて一人前にしたいと思っております。まだまだ本当に拙いところが多いのですが、非常に地味だけれども大切なこととして進めていきたいと考えております。
長時間お聞きいただきまして、本当にありがとうございました。

「佐竹家中家蔵文書」と文書改関係文書

鈴木 満

はじめに

小論のタイトルに「佐竹家中家蔵文書」とあるが、当館郷土資料の「秋田藩家蔵文書」六一冊[1]とおおむね同じである。前者は秋田藩による文書改の成果として写された冊子すべて指すが、後者は旧蔵機関秋田県立図書館が整理した六一冊を指す。したがって両者は重なる部分が多いが、完全に同じではない。前者の名称を用いる理由は、後に述べる。

小論では秋田藩で行われた文書改や「家蔵文書」の各冊の成立等に関する先行研究[2]をふまえ、次の課題を設定する。第一に文書改の概要とそれに関する発給文書の変遷を概観する。第二にそのうえでおおむね明らかにされている「佐竹家中家蔵文書」各冊の成立時期等を述べる。

一 第一期文書改

1 文書改のはじまりとその発給文書

「家蔵文書」に結びつくのは、元禄一〇年（一六九七）八月の「今度御文書御改之義岡本又太郎江被仰付候間、旧冬被仰渡候通、綸旨・令旨・御内書・御教書・御下文・奉書并御当家ご先祖より鑑照院様迄被下候御書・御証文等ハ不及申、他家より之感状・文書・証文付古キ書状・聞書・家之系図相知次第・由緒等、本書ニ而成共、写ニ而成共、封印ジ而可被差出候、但古キ文書等焼亡紛失等在之、写計処持致候者ハ、其写可被差出候事」[3]という条文である。かつて述べたように、家中に所持している文書の提出を命じたもので、ここに文書改がはじまったと解す[4]。

元禄・宝永期の文書改の概要は、かつて述べたように「被仰渡控」でわかる[5]。「被仰渡控」によれば、同一年月が認定文書が多く見られ、一度にまとめて発給しているようである。また家蔵すべき文書を記した発給文書の記載や様式が時期によって異なるので、その変

化を「被仰渡控」によりながら概観する。

まず組下給人を家蔵者に認定した文書を掲げる（AS二八八・二一六八—一一—一八）。

戸村十大夫組下横手給人

証文弐通　　小田部新三郎

同四通　　浅利五郎作

（中略）

右先祖江之証文たる事無子細候、依之仮名・実名・判形迄写被仰付、御記録江被載置候、至子孫火災・紛失等於有之者、以御序奉願御写拝領せられ、後代之亀鑑に備らるへく候、此旨各へ可被相達候、以上、

元禄十一年戊寅年十一月日

右は、初期の例である。後の認定文書と比較すると、次のような相違がある。

第一に、右の文書では個々の文書名を記さず、一括して「証文何通」とある。これは元禄一二年（一六九九）までみられる。初期は、どの文書を認定したかを明示しなかったである。元禄一三年（一七〇〇）には、次に掲げる文書のように「文書名何通」に統一された。

第二に、組下給人の場合、組下支配にまとめて通告する形式の文書である。そのため組下給人は正文を受け取れず、自身に関係する部分を写し取るしかない。文書改の結果を通告する文書は、当事者に手交される証文という性格を持っていなかったのである。

次に久保田の諸士、すなわち旗本への家蔵者認定文書は、次のような回覧形式である。(6)

覚

一、佐竹中務太輔義久書壱通、

一、同将監義堅其子源六郎義直連状壱通、

右弐通　　関市太郎家蔵

（中略）

右何茂其家伝来之証文たる事顕然也、仍而仮名・実名・花押迄委細写之、被載置御記録畢、向後自然火災・紛失等於在之者、以御序被奉願御写拝領せられハ、誠後代之亀鑑たるへし、此旨子孫可被申伝もの也、

元禄十三辰九月日

組下給人の例と比較すると書きとめは、「もの也」にかわっている。この書き止めは、後年の認定文書と同じである。

だが個人宛ではなく、回覧形式である。右にあげたのは提出者と家蔵者が同じだが、他家に伝来した文書が家蔵となった場合も、同様である。したがって久保田の諸士の場合も、組下給人同様に家中が所持すべき証文としての性格を持っていないのである。

ここでは実例を掲げないが、陪臣も主人宛の回覧形式の文書が発給された。

次に引渡・廻座の例を掲げる。

覚

今宮文四郎家蔵

一、常陸介義重公御書三通

右三通伝来之証文たる事顕然也、仍而仮名・実名・花押迄委細写之、被載置御記録畢、自然火災・紛失等於在之者、以御序被奉願御写拝領せられハ、誠後代之亀鑑たるへし、此旨子孫に可被申伝もの也、

元禄十三辰九月日

引渡・廻座は個人宛だから、証文として発給されたといえそうである。しかし組下給人・久保田の諸士・陪臣のケースを念頭に置けば、家中間での身分関係が発給文書に反映して、大身は個人宛であったととらえた方がよいであろう。

久保田の諸士も組下給人も、そして陪臣も次第に回覧形式から個人宛にきりかわるようではある。次第に証文に近づいているように見えるが、伝達文書という性格に変化があったわけではなく、文書改を終えていない家中の減少という事情があろう。

これまであげた三つの例には干支があるが、元禄一六（一七〇三）年には干支がなくなり、「某年某月日」になる。当初から年号があるのは、単なる伝達文書にとどまらないからだろう。

以上の家蔵すべき旨を伝達した文書の命名だが、文言の違い等から細分化もできる。しかし機能面は共通すること、発給文書控集が「被仰渡控」と呼ばれていることから一括して秋田藩文書所（記録所）被仰渡とよぶ。

宝永四年（一七〇七）になると家蔵を認定した文書は、秋田藩文書所被仰渡から「秋田史館」の青印を捺した、いわゆる青印書が発給される。家蔵を認定した場合の様式は、次のとおりである。(7)

姓通称

一、文書名〇通

右伝来之証文たる事顕然也、仍委細写之、被載置御記録訖、向後自然火災・紛失等於有之者、以御序被奉願御写拝領可備後代之亀鑑もの也、

某年某月日（青印）

陪臣の場合、主人宛で、本文の冒頭が「右家人姓通称伝来之証文たる事顕然也」である。

右の青印書を秋田藩文書所（記録所）青印書とよぶ。秋田藩文書所青印書は、家蔵すべき文書が変更されると召し上げられた。(8) また後の文書改によれば、焼失した秋田藩文書所青印書は、家中からの申請があれば再発給された。

家蔵認定文書は秋田藩文書所被仰渡から秋田藩文書所青印書に移行したが、後者は一人一人の家中に発給され、証文としての性格を持つようになった。かつてこうした発給文書の変化とその意義を見過ごしていたのは、失考である。「被仰渡控」が残ったのは、文書改の記録を残して後の照合に備えるという目的の他に、発給台帳の役割を持っていたためであろう。

なお文書所の文書返付が家蔵者への文書発給と同時が原則である

ように思われるが、家蔵者が変更しても文書が引き渡されなかったケース[9]があるから、伝達と返付の同時が必ずしも原則ではないようである。また文書所で文書を写して、秋田藩文書所青印書が発給されるのが原則だが、写が作成されなかったこともある[10]。

２　文書改の終了と「佐竹家中家蔵文書」の成立

元禄・宝永期の文書改は、岡本元朝のもとで中村光得等が行った。宝永六年（一七〇九）の佐竹氏分流への証文下付をもって一つの区切りを迎え、願により岡本と中村は御役御免となる。

ここまでの成果は、「御文書并御書物帳受取渡目録」[11]にまとめられている。これによれば、先学が指摘するように冊構成が現存の「家蔵文書」と異なる。また当館郷土資料「諏訪棟札写」（Ａ一七五―二〇）は「家蔵文書」に含まれていないが、「宝永目録」や「家蔵文書」一では、他の「家蔵文書」と一括している。

「家蔵文書」は秋田県立図書館が秋田県庁から借り出した史料のなかから六一冊を選び出して命名したものであるが、ある冊を「家蔵文書」に加えた方がよいかは、図書館の整理の妥当性に向かいがちになり、生産的ではない。また金子拓氏が指摘するように、秋田藩が家蔵しているわけではなく、家中が家蔵しているから、「秋田藩家蔵文書」は適切ではない[12]。そこで「家蔵文書」のように文書改で認定した家蔵者ごとの文書台帳となった史料群を総称して、「佐竹家中家蔵文書」とよぶ[13]。

岡本等は退いたが、写して返却すべき文書が残されていた。文書改は終了しておらず、後任の吉成藤兵衛等に引き継がれた。

「被仰渡控」によれば、宝永七年（一七一〇）に秋田藩文書所青印書が大量に発給されている。このなかには新たに文書を提出、あるいは文書を再提出して秋田藩文書所青印書が発給されたケースももちろんあっただろう。

けれども秋田藩文書所青印書の成立にともない、文書所側が家中に対して証文として所持すべきとして秋田藩文書所青印書を発給した場合もあるだろう[14]。かつてすでに家蔵を認定されている家中が、一律改めて文書を提出して秋田藩文書所青印書を発給を受けたとしたのは失考である。秋田藩文書所青印書の発生は宝永四年（一七〇七）だが、証文としての機能が確立したのは宝永七年（一七一〇）である。

かつて述べたように「文書目録」にみえる冊構成の原形は、宝永八年（一七一一）頃にはおおむね成立した[15]。「宝永目録」の冊構成から現行の冊構成への変更という意味である。

「被仰渡控」収録史料の下限は享保九年（一七二四）だが、享保一一年（一七二六）一一月の青印書を見いだせる（ＡＳ三一七―三六―一・三〜五・一二）。これらは、「文書目録」は享保一一年（一七二六）もしくはそれをさして下らない時期に成立したとする卑見の反証にならない。翌年五月に家譜や諸士系図等の上覧がなされているから、文書改も他の事業とともに区切りがつけられ、「家蔵文

書」一が作成されたのであろう。元禄一〇年（一六九七）八月にはじまり、享保期に終了する文書改を第一期とよぶ。

第一期の成果、すなわち「家中家蔵」は、「家蔵文書」一に見える冊である。したがって東京都千秋文庫所蔵「御文書」一〜五や「諏訪棟札写」も含まれる。[16]「家中家蔵」の配列は、「家蔵文書」一のとおりである。

3　梅津忠昭伝来文書をめぐって

「宝永目録」及び「家蔵文書」一には、梅津忠昭の家蔵文書がある。しかし後者の当該冊である「家蔵文書」二四には、忠昭家蔵文書がない。「家蔵文書」一の錯誤だろうか。

板垣六左衛門所持の「鑑照院様御書壱通」が、「先祖半右衛門所江被下候」という理由で忠昭家蔵とした元禄一二年（一六九九）六月秋田藩文書所被仰渡控がある。また板垣所持の「鑑照院様御書壱通」が「先祖主馬所江被下候」という理由で梅津忠経家蔵とした同年月付秋田藩文書所被仰渡控もある（以上、ＡＳ二八八・二―六八―二四）。「家蔵文書」二四の忠経家蔵文書は梅津半右衛門宛と主馬宛の佐竹義隆書状二通だが、前者は忠昭家蔵の誤りであろう。[17]

ところで佐竹義宣家譜[18]には、忠昭家蔵文書として約百通の文書を引用している。金子拓氏によれば、忠昭の父祖憲忠・忠国宛佐竹義宣・義隆書状は約三〇〇通ある。[19]

忠昭伝来文書の写とみられるものが、「宝永目録」にみえる「梅津半右衛門忠昭所蔵文書一冊」である。この冊は所在不明だが、かつて忠昭の家蔵文書とし、中村光得が誤って別扱いにしたと解した卑見は誤りである。金子拓氏が指摘するように「宝永目録」に「梅津半右衛門先祖江被下　天英公并天山公等之御書一箪笥ニ入鎖前鍵有」とあり、忠昭伝来文書は文書所にあった。だから「家蔵文書」ではなく、「所蔵文書」である。

卑見ははじめ家蔵文書として写されたが、もととなった文書が文書所に移ったので所蔵文書にかわったと想定するが、金子氏は義宣・義隆書状を除いたものが忠昭所蔵文書とする。[20]「梅津半右衛門忠昭所蔵文書」が現存しない以上、いずれとも決しがたい。それはさておいても「梅津半右衛門忠昭家蔵文書」ではなく、「所蔵文書」で、家蔵すべき文書台帳という性格は持っておらず、「家中家蔵」でない。

二　第二期文書改

1　個別の文書改

「御青印控草稿」（県Ａ一二五）には、土屋知虎・寺崎弥太夫・同助之丞宛明和元年（一七六四）閏一二月秋田藩記録所青印書控三通が収録されている。関係史料（県Ａ九七）によれば、土屋は元禄年中に系図と文書を提出しなかったから、寺崎家では弥太夫が第一期以降新たに文書が見つかり、分流助之丞も文書があったからとす

る。これらの事実から、家中が「家中家蔵」や藩編纂の系図に載せられることを求めていたことがわかる。

秋田県庁旧蔵古文書に「土屋氏文書写」（県Ａ一四七）がある。他の「家中家蔵」と異なり、文書目録はないが、収録されている文書名が「青印控草稿」所収土屋宛秋田藩記録所青印書と一致し、冒頭の文書の右下には朱字で「土屋弥五左衛門知虎家蔵」とある。したがって「土屋氏文書写」は文書改の成果で、「家中家蔵」である。しかし第一期の「家中家蔵」と比べると、「〇〇家蔵文書」という外題や文書目録がない等、整ったものではない。

寺崎家の場合、まず弥太夫は、新たに提出した文書のうち、佐竹義処書状が召し上げられ、残りの文書と助之丞提出の文書二通が家蔵と認定された。そして第一期に認定された文書名の一部が改められた。弥太夫の家蔵文書は過去の認定分をあわせて三三通となったので、宝永の秋田藩文書所青印書が召し上げられ[21]、新たに秋田藩記録所青印書が発給された。次に助之丞は、佐竹義宣書状が召し上げられ、二通が弥太夫家蔵、二通が記録に及ばずとされ、四通のみ家蔵と認められ、その分の秋田藩記録所青印書が発給された。

寺崎家では、文書の召し上げが実際に行われ、文書名の書き替えも行われた[22]。そして「家蔵文書」四九寺崎広方家蔵文書の文書目録に朱字で弥太夫・助之丞の「御文書写稿別記アリ、追而可清書」とあるから、新たに認定した文書は写されたらしい。けれども草稿も清書も見あたらない。

以上のように家中の申請があれば、記録所では文書改を行った。しかし個別の文書改の場合、第一期と異なり、その成果をきちんとまとめていないところがある。こうしたルーズさが以後の個別の文書改にもみられる。

2　明和から寛政期の文書改とその発給文書

明和三年（一七六六）正月、秋田藩では家中に系図や文書の提出を命じる。この文書改を第二期とよぶ。

第二期も第一期の「被仰渡控」に相当する冊子がある。「被仰渡控」によれば、第一期は伝達文書である被仰渡から証文である青印書にかわったが、第二期は両者が同時に発給された[23]。

第二期の「被仰渡控」は、寛政五年（一七九三）三月に一斉に発給された秋田藩記録所被仰渡の控を中心としたものである。桧山給人分が失われ[24]、残っている冊にも乱丁や欠落がみられる。これらをまとめたのが表１である。

秋田藩記録所青印書の控をまとめた冊子も残っている（県Ａ一二四）。しかし「被仰渡控」に比べると網羅的ではない。それが史料残存の偶然でないとすれば、証文である秋田藩記録所青印書よりも、文書改の結果をすべて記している秋田藩記録所被仰渡の方が後の参考になるという意味で重要だったからであろうか。

右の史料等及び伊藤勝美氏の研究[25]を参照しながら、第二期の概要を述べる。

表１．第二期の「被仰渡控」

①寛政五年分

AS280-3-9	角館元家中
AS280-3-8	四家引渡
AS288.2-68-1-14	佐竹左衛門家人・佐竹主計組下角館給人・塩谷右膳角館給人・佐竹石見組下大館給人・戸村十太夫組下横手給人
AS280-3-17	佐竹主計組下角館給人
AS288.2-68-1-25	佐竹左衛門組下湯沢給人
AS288.2-68-1-11	佐竹石見組下大館給人
AS280-3-11	戸村十太夫・向帯刀組下横手給人
AS280-3-10	大山十郎組下院内給人
AS280-3-15	茂木若狭組下十二所給人
AS288.2-68-1-4	渋江六郎組下刈和野給人
AS288.2-18-4	梅津小右衛門組下角間川給人
AS280-3-7	廻座
AS288.2-68-1-3	旗本　い・は・に・と・ぬ・お
AS280-3-12	旗本　お・わ・か・よ・た
AS288.2-68-1-17	旗本　つ・ね・め・な・う・の・く・や・ま・ふ
AS288.2-68-1-3	旗本　こ・て・あ・さ・き
AS288.2-68-1-21	旗本　き・み・し・も・せ・す
AS288.2-68-1-16	旗本
AS288.2-68-10	近進並以下庶民

②寛政九年分

AS280-3-13	佐竹主計并組下給人再

表２．安永七年本丸とともに焼失した文書

３－９４
５－２７～３０・４１・５７～５９・８７～９４・９６～９９・１２１・１２２
８－３７～４３・５３～５９・６８～７４
９－４～１２
１１－１～３・７～１３・２７・２８
２３－１１～２０
２４－１８～２０
４０－４６・５０・６６～７０・７２～７６、４０－４１～４２のうち１通
４６－４５・４６
４７－１２、４７－３～９のうち２通
４８－２
５０－７５～８０
５１－７１
５２－１６
５７－１９

※番号は『秋田藩家蔵文書目録』。

表３．その他の原因で紛失・焼失した文書

３－８７
４－５９～６７
８－３０～３４
２３－２１～３５
２８－１３～１６
２９－２・３のうち１通
４２－３５・４１・４３・６１～６６
４３－３１
４５－２８・３０・３１・６１～６６
４６－３６～３９
５０－１・２のうち１通
５７－１７・２０

※番号は『秋田藩家蔵文書目録』。

第一期の家中系図の検討で宗家と分流の関係が確定したことを受け、分流は宗家を通じて系図と文書を提出した。組下給人は組下支配、陪臣は主人を経たのは第一期と同様である。

提出された文書で、第一期の「家中家蔵」にある分は、「家中家蔵」との照合を行い、改めて家蔵者の検討も行った。(26) 新規に提出された分は真偽、家蔵者、写すか否かの検討を行った。以上の結果を無年号の秋田藩記録所被仰渡で通告し、文書返却がともなう場合、後に青印書を発給する旨を加えた。つまり証文である秋田藩記録所青印書発給を後回しとし、結果の通告と文書の返却を優先したのである。

ところが安永七年（一七七八）閏七月に本丸が焼失、提出した文書や系図の一部も被害にあった。第一期「家中家蔵」収録分で焼失した文書を第二期の「被仰渡控」に基づきまとめたのが表2である。表3は「被仰渡控」及び第一期「家中家蔵」各冊の文書目録により、その他の原因で紛失・焼失した文書である。表2・3は、第一期「家中家蔵」にしかない文書のリストでもある。

本丸焼失後、記録所では確認のため家中から提出した文書や系図を報告させた。それと並行して文書改を継続し、秋田藩記録所被仰渡が発給されたが、文書返却がともなう場合に本丸焼失以前と異なり、青印書を後に発給する旨の文言がなく、系図を留め置くと記されている。(27) こうした違いはあるが、秋田藩記録所青印書発給を後回しにする方針を変更しなかった。

寛政五年（一七九三）三月、系図・文書の有無とそれらの返付、文書改の結果等を伝えた秋田藩記録所被仰渡と、「家中家蔵」に写した文書及び召し上げた文書に関する秋田藩記録所青印書が一斉に発給された。(28) その際、組下給人は組下支配、陪臣は主人、分流は宗家を通じて通告する方法がとられた。本丸焼失で失われた第一期の「家中家蔵」所収文書と秋田藩文書所青印書は、それらの写が下付された。秋田藩記録所青印書は様式が変わらないので引用しないが、「被仰渡控」から次の秋田藩記録所被仰渡控をあげる（AS二八〇―三―七）。

覚　　　　　渋江六郎

一、闔信公御書壱通、
一、天英公御書七通、
一、鑑照公御書壱通、
　右九通明和年中差出、御記録ニ被載、本書其砌被返付候、
　此度御青印書被添下候、
一、板倉伊賀守書壱通、
　右者真崎清左衛門家蔵之文書ニ而、元禄年中同人江、
　御青印書被添下候所、明和年中右　御青印ともニ其方ゟ
　差出候、何之訳も不相知候得とも、御吟味之上、依為筋
　目之書、此度其方江被返下候、依之先年真崎清左衛門江
　被返下置候、

　御青印書被召上、此度御書替被下置候、
一、杉山八兵衛書壱通、
一、寺内近江守書壱通、
　右二通明和年中細井長三郎差出候、御用無之書候得とも
　依筋目、此度其方江被返付候、
　　（中略）、
一、宇都宮国綱書壱通、
　右家人戸祭又左衞門家蔵之文書明和年中差出候、御記録
　ニ被載候、本書其砌被返付候、此度御青印書被添下候、
　　（中略）、
一、新調系図壱冊、（中略）、
　右之通取纏被返付候、
　　三月日　　　　御記録所

　長文に及ぶので途中を略したが、右の文書等から次のことが指摘できる。

　第一に、秋田藩記録所被仰渡は無年号だが、伝達文書で証文ではないという性格が反映されている。また差出書もある。これらの特徴は、寛政五年（一七九三）三月以前からみられる。

　第二に、秋田藩記録所被仰渡には提出した文書等に対する判断が記されている。いくつか言及しておこう。

　まず右では文書が先に返却されているが、秋田藩記録所被仰渡と同時に返却される場合、返却する旨の文言がある。いずれにせよ家蔵と認定されて「家中家蔵」に写された文書は、青印書を添え下すという文言がある。

　また右の例で偽文書はないが、第二期は偽文書の認定がきわめて少ない[29]。偽文書は、第一期では焼却処分にしたが、第二期は提出者に返却した。

　さらに右の例では第一期分の家蔵者変更が記されているが、新たに提出した分でも家蔵者変更があった。家蔵者の変更は、当該文書の家蔵者ごとに分けて記された。しかし右にあげた例では、もとの家写が収録されている「家蔵文書」四八に家蔵者変更が記録されていない。

　右の例では、写さなかった分も家蔵者の変更がなされた。家蔵者の検討が「家中家蔵」への記録と無関係に行われている。ここから文書改では真偽や家蔵者の決定が先で、「家中家蔵」に写すか否かが後であるといえる。

　第二期には、御用なしとして写さなかった文書が多く見られる。「被仰渡控」によれば、写した文書の下限は秋田藩主佐竹義処期でだが、その期までの文書をすべて写したわけではない。写さなかった文書の網羅的な調査を行っていないので、「家中家蔵」への収録基準は不明である。

　この他に本丸焼失以前に返付した文書の再提出を命じられているが、再提出した分は「家中家蔵」に収録されている。しかし再提出しなかった分は、「家中家蔵」に収録されなかった。

また留め置きという判断が下されたケースもみられた。そのまま提出者に返付されないこともあったようである。[30]

第三に、右の例では陪臣への通告がある。陪臣は、主人宛の秋田藩記録所被仰渡にまとめて記された。秋田藩記録所青印書も主人宛だが、陪臣一人一人づつ作成された。

第四に、右の例で分流の文書提出はないが、分流が文書を提出した場合、宗家に分流宛の秋田藩記録所被仰渡等を発給したので、渡すよう通告している。

一斉発給後も文書改は、継続した。第二期文書改は、寛政九年(一七九七)頃におおむね終了したようである。

伊藤氏は、「天保目録」を手がかりに第二期の成果を「家蔵文書」三〇～三五、三九、五三～五六の一一冊とする。この他に第二期の「被仰渡控」から東京都千秋文庫所蔵の「御文書」六、秋田県庁旧蔵古文書の「近進並以下庶民文書目録」(県A一五〇)を加えることができる。[31]後者は「天保目録」の「近進並以下庶民文書」に相当するもので、表紙を欠いているが、原題は「近進並以下庶民家蔵文書」であろう。

第一期をモデルに、第二期の「家中家蔵」を配列すれば、次のようになる。

①「御文書」六
②「家蔵文書」三一・三三・三二・三〇・三四・三五
③「城下諸士家蔵文書」五六・五五・五三・五四
④「近進並以下庶民家蔵文書」
⑤「家蔵文書」三九

②は、家格を加味しながらの試案である。第一期では、たとえば湯沢組下支配佐竹南家なら湯沢組下給人と南家家人を一冊にまとめている。ところが第二期では、湯沢組下給人は他の組下給人と一冊、南家家人は他の家人と一冊にまとめている。このように組み合わせがかわったので、第一期の「家蔵文書」一四・一五を参考にした。

③は、城下諸士文書をイロハ順に改めたが、各冊内の配列基準が第一期同様であることによる。「家蔵文書」三九を最後にしたのは、第一期の寺社文書に相当するという判断による。

最後に「家中家蔵」の家蔵者名が、「被仰渡控」の充書と一致しない場合がある。「家中家蔵」は写した時点での家蔵者、「被仰渡控」所収文書は発給時点の家蔵者で、両者が同時期でない場合、通称の変更や代替わりがあったのである。

3　本丸焼失と「高屋氏文書」

次の秋田藩記録所被仰渡控は、提出した系図と文書の焼失を伝えている(AS二八八．二—六八—一—一六)。

覚　　　　高屋五兵衛

一、新調系図壱冊
一、高屋五左衛門盛吉書三通

一、戸沢藤三郎盛信書壱通
一、戸沢理右衛門盛信書壱通
一、戸沢長三郎盛次書壱通
一、戸沢源五右衛門盛行書三通
一、五兵衛盛貞母より文壱通
右之通明和年中指出候所、安永年中　御本丸御焼失之砌焼失
致候や、当時無之、此旨可相心得候、
三月日　　　　　　　　御記録所

右に掲げている文書の写とみられるのが、秋田県庁旧蔵古文書の「高屋氏文書」（県A一四九）である。表紙は後年のもので、文書目録もなく、家蔵者も記されていない。伊藤勝美氏[32]が指摘するように、「天保目録」にみえる「横手給人高屋五兵衛所蔵古書写　一冊」であろう。

「高屋氏文書」に右の秋田藩記録所被仰渡控の「五兵衛盛貞母より文壱通」にあたる文書はないが、残りは収録されている。さきに述べたように、文書改では家蔵すべき文書をすべて写したわけではないから、一通だけ写さなかったと解してよいだろう。

また「高屋氏文書」の極月二一日高屋盛吉書状には朱で「再考」と書き込まれ、追而書も朱で補筆している。第一期の「家中家蔵」にも朱の「再考」という書き込みがある。第一期の「家中家蔵」の朱の「再考」は第二期に書き込まれたと推測させるが、こうした共通性から「高屋氏文書」が「家中家蔵」であるといえるだろう。

「高屋氏文書」は、本丸焼失以前に「家中家蔵」として写されたと考えられる。しかし文書を返却しないまま本丸とともに焼失した。記録所では「高屋氏文書」に基づいて写を下付せず、秋田藩記録所青印書を発給しなかった。したがって「高屋氏文書」は、「家中家蔵」ではなくなったが、「高屋氏文書」は、焼失した文書を復元する材料になる。

ところが正根寺又右衛門は、第二期で新たに提出したなかの一通が本丸とともに焼失したが、その分の写が下付されている（AS二八〇—三—八）。その後、文書が発見されたので写は召し上げられたが（AS二八八：三—一〇）。

正根寺のケースでは新たに提出した分すべてが焼失しなければ、第二期の「家中家蔵」が第一期の焼失分と同様の扱いを受けている。高屋氏のように、すべて焼失すれば第二期に写された文書は「家中家蔵」の性格を与えなかったのである。それが本丸焼失後の方針だったのだろうか。

三　文化期以降の「家中家蔵」

1　文化系図提出と文書改

第二期以降、藩あげての文書改は行われない。伊藤勝美氏[33]によると、文化二年（一八〇五）の系図提出令との関係で文書の提出がなされ、文書改も行われたとする。藩は文書提出を命じておらず、第

二期で行えなかった系図のとりまとめが目的だった。しかし家中は文書の家蔵を認定され、「家中家蔵」に写されるのを望んでおり、系図提出令をその契機ととらえたのであろう。

　伊藤氏によれば、「家蔵文書」三八文化新出御旗本在々家蔵文書は、この時に行われた文書改の成果で、文化五年（一八一〇）に成立した冊とする。このうち「家蔵文書」三八の末尾にある児玉孫四郎家蔵文書は、寛政五年（一七九三）三月発給の秋田藩記録所青印書控（県Ａ一二三）から、第二期の成果である。

　伊藤説のように「天保目録」の「文化新出御旗本家蔵文書一冊」に比定すると外題が一致しないが、「天保目録」が「在々」を書き落としたのであろう。伊藤氏の指摘にもとづき、文化期の文書改を概観したい。

　文化五年（一八一〇）三月、秋田藩青印書と秋田藩記録所被仰渡が同時に発給されている[34]。寛政期の例にならったのであろう。ただ寛政期は系図の返却その他、青印書に盛り込めない内容があったので二つの文書が同時に発給されたが、文化期はそうした事情と無関係に二つの文書が発給された。以後、同時発給は踏襲される。

　これまでの文書改と同様に家蔵者を吟味する作業が行われ、他家の家蔵となったものもある[35]。家蔵者吟味でやや特異であるのは、横塚久之丞提出の佐竹義宣書状四通である。これらは寛政五年（一七九三）三月に記録所より留め置きの判断を下された。ところが文化五年（一八一〇）に召し上げられた（以上、ＡＳ二八〇―三―一七、ＡＳ二八八・三―一〇）。藩が意図しなかった家中の文書提出をきっかけに、記録所で過去の文書改の再検討を行ったのである。しかし横塚から召し上げた文書は、「御文書」には収録されていない。第二期を最後に「御文書」の編纂はなく、既存の冊に召し上げた文書を追加することもなかった。

　「家中家蔵」は一冊にとどまったが、家蔵者をみると、角間川給人や佐竹西家家人が多い。これらの背景は、後にとりあげる。

2　文化後半期以降の文書改

秋田藩記録所青印書の控等から文政期以降にも文書改があった。藩の文書提出令ではなく、家中の申請によって個別に行われた文書改である。

　一方「家蔵文書」七の朱書によれば、文政五年（一八二二）一一月に応安二年（一三六九）正月七日佐竹義篤義宣連署譲状を召し上げ、御文書にしたとある。記録所が主体的に「家中家蔵」の検討が行うこともあった。

　伊藤勝美氏によれば、「家蔵文書」三七・六一の成立は文政年間だが「天保目録」にみえず、「家蔵文書」六〇は他とは性格が異なるとする[36]。この指摘をふまえて個々の冊を検討したい。

　まず「家蔵文書」三七は「文化新出家蔵文書　引渡廻座諸士在々給人庶民」とあって、すべての身分をカバーしており、これで独立している。また目録が二段組みで、かつ貼紙である点も他の冊と異

なる。

伊藤氏は「家蔵文書」三六と重複する文書があり、構成上問題があるとする。この重複文書は文書目録に記されず、文書に「出所吟味之事」という朱字の付箋が貼られている。また大腰五兵衛家蔵文書の石郷岡氏景書状は「御文書」四にも収録されているが、「御文書」の文書目録に「本書ナシ」とある。

この他に横塚久之丞家蔵文書の佐竹義宣書状四通と芳賀伝五兵衛家蔵文書の佐竹義長書状は文化五年（一八一〇）三月に召し上げており（AS二八八：三―一〇）、前者のうち一通は佐竹文庫にあるから（AS二八九―一）、横塚に返却されていない。したがって横塚の家蔵文書とするのは適切ではない。

このように「家蔵文書」三七には、混乱が見られる。収録文書の青印書の下限は元治元年（一八六四）一一月[37]だが、末尾の文書で、文書目録の筆跡が異なるから、後の追加であろう。

それ以外の新たに家蔵すべきと認定された文書は、「青印書控」や「被仰渡控」の文化末年から文政初年の文書改と一致するものが多い（県A一二三、AS二八八：二―六八―一―一三）。しかし「天保目録」にみえないから、それ以降に綴じられ、原題がつけられたのであろう。「家蔵文書」三七には文書改の成果を含んでおり、「家中家蔵」ではあるが、原題よりも「文化文政新出家蔵文書及文書写」がよいだろう。

次に「家蔵文書」六〇は、伊藤説では外題に「家蔵文書断片」とあることから他と性格が異なるとする。しかし外題は当時のものではなく、しかも逆さまに綴じられている。

三分の二が重複文書で、その多くを占めるのが志賀幾平と白根味右衛門だが、文書名と家蔵者が朱字ではなく、「〇〇家人証文伝来子孫姓通称」とある。志賀は石塚、白根は茂木の家人で、第一期の「家蔵文書」二九・一四に収録されている文書と同じだが、花押・印判がなく、秋田県庁旧蔵古文書の「南家人文書伝来之子孫」（県A一五四）と同じ性格のようである。

こうしたことから他の「家中家蔵」とは、性格が異なるといえそうである。しかし町田平治の分は文政一一年（一八二八）八月、三宅吉右衛門の分は文化一一年（一八一四）五月に、それぞれ文書改を受けている（県A一二三、AS二八八：二―六八―一―一三）。文書改を受けたのは三宅が先で、町田が後だが、「家蔵文書」六〇の順序が逆である。

「家蔵文書」六〇は文書改の成果を含んでいるから「家中家蔵」ではあるが、それ以外の文書が多くあり、「家蔵文書断片」とするのは正確ではない。「文化文政新出家蔵文書石塚茂木家人文書伝来之子孫文書及文書写」であろう。

次に「家蔵文書」六一は外題が「新出古文書写」で、貼り紙に「大館家人・小場家人・南家人・佐竹左衛門家人・大館家臣文書」とある。しかし末尾の方には塩谷の角館組下給人・角間川組下給人・十二所足軽の家蔵文書があり、貼り紙は正しくない。

この冊は冒頭から杉沢忠兵衛までの七通は重複文書で、杉沢の一通以外は花押や印判は写されておらず、いずれも佐竹西家家人である。さきにあげた「南家人文書伝来之子孫」と同様の性格のようである。

続く山方兵庫から児玉掃部までは、関係史料（県B五〇三）によれば、文政一一年（一八二八）の文書改の成果であるが、小場家人が証文伝来の子孫の家筋にしてもらうために提出したものである。陪臣の場合、佐竹家当主から一門等の家人になるよう命じられた、いわゆる付人か、証文伝来の子孫と認められれば、藩の系図に記録される。それが、文化期以降、陪臣の文書改が増える理由であろう。

「家蔵文書」六一収録文書に関する秋田藩記録所青印書発給の年月をみると、文政一〇年（一八二七）とその翌年の文書改である（県A一二三）。この時期に文書改を行った町田平治は「家蔵文書」六〇に綴じられており、整然としていない。

「家蔵文書」六一には文書改の成果を含んでいるから「家中家蔵」のうちであろうが、すべてがそうではなく、原題どおり「新出古文書写」では問題が残る。また貼り紙も誤っているから、採用できない。「文政新出家蔵文書大館家人文書伝来之子孫文書及文書写」であろう。

この他に文政期以後の文書改の成果とみられるのが、秋田県庁旧蔵古文書の「古文書写　小野寺・六郷」(38)である。前欠で原題不明だが、この冊を第一期の成果とする説がある(39)。しかし第一期の「被仰渡控」から「古文書写」に該当する文書を見いだせない。また末尾の六郷喜左衛門と石山利助の文書に一致する天保一四年（一八四三）九月の秋田藩記録所青印書と秋田藩記録所被仰渡の控を見いだせる（A三一七―七七）。

六郷の直前は朱字で「松岡卯右衛門　所蔵」、ついで「松岡勘十郎　所蔵」とあるが、通常「所蔵」は旧蔵者という意味である。それ以前の文書は家蔵者を貼り紙に「梅津外記組下角間川給人姓通称」と記しており、他の「家中家蔵」と異なる。

佐竹義厚家譜によれば、梅津忠信の文政・天保期の通称は外記である(40)。貼り紙の梅津外記は、忠信と考えられる(41)。

現存の秋田藩記録所青印書と秋田藩記録所被仰渡の控は、文政一二年（一八二九）から天保七年（一八三六）までを欠いている。六郷と石山以外は、この間の文書改の成果ではあるまいか。

「古文書写」の家蔵者は、松岡卯右衛門・勘十郎以外は角間川給人と明記されている。卯右衛門と勘十郎も同様ではないか。ただ「所蔵」だから文書改で家蔵者と認定されたとはいえない。したがって「古文書写」は、「天保新出家蔵文書及文書写」である。

以上の四冊から次のことがいえる。第一に「家蔵文書」三七・六〇・六一及び「古文書写」には、文化期後半以降の文書改の成果が含まれている。成立順に配列すれば、「家蔵文書」三七、「家蔵文書」六〇・六一、「古文書写」となるのだろう。第二に文書改の成果を冊にまとめたのは文化五年までで、これ以降は個別の文書改ばかり

のためか、その成果をきちんとまとめず、他の文書の写とあわせて綴じている等、保管がルーズである。第三に家蔵者をみると、陪臣と角間川組下給人が目立つ。前者はさきに言及したが、後者はかつて述べたように第一期には文書提出が遅れ、それほど協力的ではなかった。第二期では提出した文書が本丸とともにすべて焼失した。(42)それでも文書提出が続くのは、小野寺氏旧臣が中核といわれる角間川給人側が佐竹家中として文書改を受けることに自己の存在意義を見出すようになったからであろう。

　文書改の下限は管見では元治元年（一八六四）一一月だから、幕末期まで行われたとしてよいであろう。しかし天保八年（一八三七）以後の秋田藩記録所青印書や秋田藩記録所被仰渡の控（A三一七―七七）をみると、天保一〇年（一八三九）以降の守屋専大夫・湊新三郎・佐貫徳右衛門等に該当する「家中家蔵」の冊が見あたらない。さきにとりあげた寺崎家のように、認定した文書を写したとしても、清書をしてまとめることをしないまま、散逸したのであろうか。

おわりに

「家中家蔵」の関係文書の変遷及び各冊の成立等を検討してみた。これまで述べてきたことを若干補足したい。

第一に関係文書の変遷について、秋田藩文書所（記録所）被仰渡と命名した点に異論があろうかと思われる。もちろんそれ以外の命名も可能である。(43)しかし問題は個々の命名の妥当性ではなく、文書史や文書体系という視点での妥当性である。

　卑見は秋田藩発給文書の一つの体系として、被仰渡という文書から青印書や条目等が発生し、さらに執達等が成立したのではないかと想定している。その当否をふまえて、秋田藩発給文書論や文書史をどのように構成するかという立場での研究が不可欠である。

　第二に第二期にはじまった文書改での秋田藩記録所被仰渡と秋田藩記録所青印書の同時発給は、幕末期まで踏襲される。そのはじまりは文化五年（一八一〇）三月、すなわち秋田藩主佐竹義和期だが、(44)かつて家老発給文書をとりあげて得た結論と同様、文書改関係文書においてもその発給文書は幕末期まで義和期の継続であったのである。

　第三に各冊の成立の大枠はすでに伊藤勝美氏がしめしており、小論は若干の補足にすぎないともいえる。しかし小論には、「秋田藩家蔵文書」にかかわる新しい史料群名を提示した点に新しさがある。当館の二つの「秋田藩家蔵文書」や、東京大学史料編纂所の「秋田藩採集文書」等、史料群名のめぐる諸問題(45)に対する一つの解決策である。「佐竹家中家蔵文書」の提唱は、意図的に秋田県立図書館旧蔵史料という面と修史事業の副産物という性格を捨象している。これは秋田藩庁から秋田県庁に引き継がれた史料群が当館開館によって再び一つになったことと、修史事業ぬきでも文書改を継続

した事実をふまえている。

第五に「家中家蔵」は金子拓氏の言葉を借りれば、「名宛人主義」(46)に基づいて、かつて第一期の「被仰渡控」でみたように、実際に家中間で文書が相当移動した。秋田藩がそのように考えるにいたった背景の解明は、今後の課題である。

第六に「家中家蔵」は臨写といわれる、見取り写しである。字配りや文字のくずし、花押や印判も忠実なようで、先学が指摘するように文書の改竄等があれば、その旨も注記している。しかし折紙であってもその旨の注記もなく、白紙か薄墨かなどという点も無関心である。当時の文書に対する考え方をうかがえると同時に、文書台帳としての「家中家蔵」の限界でもあるともいえよう。

（古文書班　すずき　みつる）

註

(1)『秋田藩家蔵文書』（資料番号A二八〇—六九—一〜六一）は「家蔵文書」と略記し、各冊は「家蔵文書」〇〇（〇〇は当館の冊番号）と表記する。また当館所蔵史料は、紙幅の都合で原則として資料番号のみを記した。

(2)「家蔵文書」やそれに関連する修史事業や系図提出等については、『秋田県史』第三冊（秋田県、一九一七）、『秋田県史』第二巻近世編上（秋田県、一九六三）、市村高男氏「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」（『小山市史研究』三、一九八一）、根岸茂夫氏「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』五、一九九一）、伊藤勝美氏「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」（『秋田県公文書館研究紀要』第二号、一九九六）・「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九七）・「秋田藩の諸士系図について」（『秋田県公文書館研究紀要』第四号、一九九八）、加藤昌宏氏「『元禄家伝文書』に関する一考察」（『秋田県公文書館研究紀要』第六号、二〇〇〇）、佐藤隆氏「秋田藩の系図史料について—系図史料の整理と系図目録の編集—」（『秋田県公文書館研究紀要』第七号、二〇〇一）・「秋田藩家蔵文書と『戦国時代の秋田』」（『秋田県公文書館研究紀要』第一七号、二〇一一）・「『岡本元朝日記』と秋田藩の修史事業」（『秋田県公文書館研究紀要』第一九号、二〇一三）、平田有宏氏「藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書—いわゆる『文化年間等提出系図』を中心に—」（『秋田県公文書館研究紀要』第八号、二〇〇二）、伊藤成孝氏「岡本元朝と家譜編纂事業について」（『秋田県公文書館研究紀要』第一三号、二〇〇七）、金子拓氏『記憶の歴史学　史料に見る戦国』（講談社選書メチエ、二〇一一）・「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携—『秋田藩採集文書』論のために—」（『史料デジタル収集の体系化に基づく歴史オントロジー構築の研究』、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三—二、二〇一三）・「梅津家の史料と秋田藩の修史事業」（『佐竹義宣書状集—梅津憲忠宛』、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三—三、二〇一三）、拙稿「『秋田藩家蔵文書』考」（『秋大史学』四四、一九九八）。

(3)『国典類抄』第一四巻嘉部二、三五〇頁（秋田県立秋田図書館、一九八三）。

(4)伊藤勝美氏「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」六頁、加藤昌宏氏前掲論文七〇頁は卑見と異なる解釈だから、言及しておく。異論は「本書ニ而成共、写ニ而成共」だけを問題にし、「古キ文書等焼亡紛失等在之」以下の部分をとりあげて卑見の誤りを指摘していない。

つまり卑見は全文解釈を提示しているが、異論は条文の一部をとりあげるのみで、卑見が提示した論点を無視にしたまま自説を述べており、方法論として適切でない。異論の場合、右にあげた条文の「古キ文書等」以下の「写」の意味が異なるという前提がなければ成り立たない。しかしそれは条文解釈上、無理があると考えるが、そうではない理由を説明しなければならない。卑見は条文解釈と実際の文書提出の実際を分けているが、異論は後者、すなわち家中が文書を写して提出した事例から前者を解釈しようとしている。異論は方法論として適切であるかのようだが、家中が条文を正しく理解しているという前提があって、はじめて有効な方法であるが、文書所は写した文書を提出した家中に所持している文書を提出せよと命じているから、家中は条文を正しく理解していない。また写の提出から原本と写の提出、そして原本の提出という想定は、写の提出から所持している文書の提出に比べて急激ではなく、段階をふんでいるかにみえるが、文書改で所持する文書の写でもよいとする理由がわからない。

（5）一覧は前掲拙稿でまとめたが、「AS二八八．二―六八―〇〇」は資料番号が変更したので、「AS二八八．二―六八―一―〇〇」と訂正しなければならない。

（6）AS二八八．二―六八―一―二二。次の今宮文四郎充も同じ。

（7）本文の文言は異なる場合もあるが、趣旨は同じである。

（8）たとえばAS二八八．三―一六三。このケースは後にとりあげる。

（9）AS二八八．二―六八―一―一所引の秋田藩記録所青印書控によれば、五月一九日春日顕国書状は長野三郎左衛門から白川家の家蔵となった。当該の「家蔵文書」二六もそうである。しかし（寛政五年、一七九三）三月日白川七郎兵衛宛秋田藩記録所被仰渡控（AS二八〇―三―七）によれば、白川からは顕国書状を紛失した旨の申し出があったが、三郎左衛門の子孫源吾が所持していた。このように実際に文書の引き渡しがなかったこともある。

（10）県A九五及び「家蔵文書」五九の末尾。このケースでは秋田藩文書所青印書の控もなかった。

（11）AS〇二九―一。以下「宝永目録」と略記。

（12）金子拓氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」一〇五頁。

（13）以下、「家中家蔵」と略記。金子拓氏は前注で「秋田藩家蔵文書」ではなく、「秋田藩（家中諸家の）家蔵文書」なのだとする。その通りであるが、「秋田藩家中諸家家蔵文書」では「秋田藩家蔵文書」と類似して紛らわしいから、敢えて「秋田藩」という言葉を用いなかった。総称は「佐竹家中家蔵文書」で、個々の冊は外題どおりにするのが望ましいであろう。

なお金子拓氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」はサブタイトルに「『秋田藩採集文書』論のために」とあるが、「秋田藩採集文書」とは一一〇頁で「完成した家譜に引用されている文書（およびそれを収める文書集）」とし、「天英公御書写（梅津本）」（東京大学史料編纂所謄写本）・「天英公鑑照公御書写」（AS三一二―一二）等も含むとするが、元禄宝永期以外の「家中家蔵」は家譜の編纂材料ではないから、「秋田藩採集文書」ではないという難点がある。

誤解のないようにいえば、金子氏の「秋田藩採集文書」論は、研究テーマとして成り立つ。たとえば拙稿「『酒出文書』と奉公衆佐竹氏」（『秋田県立博物館研究報告』二三、一九九八）でとりあげた「佐竹家旧記」九所収「佐竹文書」（東京大学史料編纂所謄写本）は、「秋田藩採集文書」になりうるといった風に進めることもできる。この論文では散逸文書を含めた「酒出文書」の復元を行っているが、「御蔵書目録」（AO〇二九―一―一～二、以下「天保目録」と略記）により「沙弥某古写二通」を追加する。

卑見は「家中家蔵」を家中が家蔵すべき文書の台帳で、焼失・紛失した際に申請すれば「家中家蔵」に基づき写が下付されるものと解すから、そうした性格をまったく持たない「天英公御書写（梅津本）」

等と同列には扱わない。東京大学史料編纂所の「秋田藩採集文書」という命名は、藩が「採集」した文書集ではないから採らない。

(14) 注(9)の事例。白川家の場合、文書の家蔵者が変わったとして青印書が発給されているのは、文書所が実際に提出された文書を点検して青印書が発給したわけではなく、「家蔵文書」二六によって青印書が発給していることを意味する。だからかつて指摘したように、岡本・中村が退いた後に発給された認定文書が「家蔵文書」各冊の目録と一致する傾向があるのだろう。

(15) かつて述べたように「宝永目録」以後、家中が新たに文書改を受けた場合、家蔵と認定された文書は末尾に加えられた。しかし組下支配のように、冒頭に配列せざるを得ない場合、「家中家蔵」五では文書目録すべて書き替えたが、「家中家蔵」二二では一紙目だけを書き替えている。また外題は構成を変えない限り改めないのが原則だったようで、「家中家蔵」五・二二のように外題の組下支配の姓通称と文書目録以下のそれが異なる冊もある。「家中家蔵」の筆跡から個々の冊の筆者や成立時期を明らかにできるが、それは別の機会に譲る。

(16) 佐藤隆氏「秋田藩家蔵文書と『戦国時代の秋田』」一五～一六頁で、「御文書」は「家蔵文書」に含まれないとする。「家蔵文書」は秋田県立図書館が整理した史料群だからその通りではあるが、「家中家蔵」の提唱はかかる議論の止揚を意図している。今とりあげた「御文書」だが、かつて述べたように、召し上げた文書がすべて御文書にならず、「宝永目録」でも何らかの基準で御文書にするものとしないものとを区別している。「御文書」五を「御文書」に含めた理由、「御文書」収録の基準は今後の課題である。

(17) 本文でとりあげた梅津忠昭宛秋田藩文書所被仰渡控にある「右文書写ナシ、但同氏与左衛門文書ノ中ヲ考ヘシ」という付箋及び「家蔵文書」二四忠経家蔵の文書目録の付箋も参照。また宝永七年二月忠昭宛の秋田藩文書所被仰渡控は「天山公御書弐通」とする(ＡＳ二八八．二―六八―一―一)が、「弐通」は「壱通」の誤りであろう。なお「家蔵文書」二四所収義隆書状は、「天英公御書写(梅津本)」三冊及び「天英公鑑照公御書写」の後半「鑑照院殿御書写　梅津半右衛門忠宴家蔵　全」にみえない。

(18) 佐竹家歴代の家譜は、原武男氏校訂『佐竹家譜』(東洋書院、一九八九)による。

(19) 金子拓氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」及び『佐竹義宣書状集』。

(20) 金子拓氏の見解は、二〇一三年度秋大史学会報告レジュメによる。

(21) 召し上げた秋田藩文書所青印書は、ＡＳ二八八．三―一六三。

(22) 佐竹義処書状は、ＡＳ二八九―八―三。文書名の書き替えは「家蔵文書」四九。これによれば、文書目録は新たに書き替えられている。また個々の文書の冒頭にある文書名は、もとあった朱字の文書名を擦り消して、新たに朱で記している。

(23) 前節でとりあげた土屋・寺崎の場合、前者は秋田藩記録所青印書以外の文書が発給された形跡はなく、後者は秋田藩記録所青印書の他に、「裁判書」と秋田藩記録所被仰渡が発給されている(県Ａ九七)。寺崎の場合、文書名や家蔵者の変更等があったという事情によるもので、明和期には秋田藩記録所青印書と秋田藩記録所被仰渡の同時発給という原則があったわけではない。

(24) 第二期の「家中家蔵」には、桧山組下給人分は収録されていないから、「被仰渡控」の桧山組下給分は欠落ではないともいえそうである。しかし第二期で桧山組下支配とその家人は系図と文書を提出したが、桧山給人は系図も文書も提出しないとする想定は、組下支配が二人いることをあわせて考えると、無理があるから、桧山給人分の冊は欠落したとするのが自然であろう。

(25) 「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」七～一〇頁及び「秋田藩の諸士系図について」一〇～一二頁。

(26) 第一期の「家中家蔵」と照合したにもかかわらず、第二期の「家中

家蔵」と重複する文書を四家七通見いだせる。番号は『秋田藩家蔵文書目録』（所蔵古文書目録第２集、秋田県公文書館、一九九七）の整理番号でしめすと三二―一二、三三―一・二七、三四―三六～三九。また第一期の家蔵者が変更された例として、後に引用する渋江六郎の例。

(27) ＡＫ二八〇―七。佐竹北家組下給人に伝達する文書が組下支配佐竹北家に伝来しているが、途中経過の場合、一人一人の組下給人宛の秋田藩記録所被仰渡は発給されず、組下支配が通告したと解せる。

(28) ここではとりあげなかったが、秋田藩記録所青印書を発給する前に誰を家蔵者とするか等の裁判が行われた。たとえば金子拓氏『記憶の歴史学』二五九頁以下がとりあげた岩屋家。

(29) たとえば「家蔵文書」三二奈良岡惣五郎家蔵文書収録文書及びその付箋朱字をみると、第二期の真偽の判断は第一期に比べて甘かったようである。

(30) たとえば、佐川庄司氏「白河結城文書の伝来と現状」（村井章介氏編『中世東国武家文書の研究―白河結城家文書の成立と伝来―』、高志書院、二〇〇八）によれば、角館組下給人小峰家は文書が留め置かれたまま、返却されなかったようで、文書は伝来していない。

右に関連して秋田県庁旧蔵文書のなかに、「家中家蔵」の断片と思われる史料がある（県Ｂ六八二）。この史料はすでに木下聡氏「お茶の水図書館成簣堂古文書内『小峰家文書』について」（『中世東国武家文書の成立と伝来に関する史料学的研究―陸奥白河結城家文書を中心に―』、代表村井章介氏、平成一六年度～平成一八年度科学研究費補助金基盤研究（Ｂ）研究成果報告書、二〇〇七）に紹介されている。県Ｂ六八二と同論文に紹介されているその原本を比較すると、前者は後者の字配りとくずし方を真似ている。また前者所収応永二〇年（一四一三）一〇（カ）月二一日足利持氏御教書写では、他の第二期の「家中家蔵」と同様に改行すべき箇所に朱で印をつけている。これらから県Ｂ六八二は「家中家蔵」と同様の方針で記録所が写したものではないかとみられる。そして留め置きの判断を受けた第二期の小峰彦七宛秋田藩記録所被仰渡控（ＡＳ二八〇―三―七）の「足利持氏卿書壱通」、「沙弥顕勝書壱通」、「前遠江守譲書壱通」、「山崎駿河守書壱通」にあたるのではないか（「譲書」の比定に疑問が残るが）。

(31) 「御文書」六は「被仰渡控」の召し上げた文書との比較、「近進並以下庶民文書目録」はＡＳ二八八、二―六八―一〇との比較による。なお第二期及びこれ以降の文書改の結果をみると、第二期は第一期と比べると、家蔵者変更が少なく、写すに及ばずが目立つ。第二期以降は、提出文書をそのまま家蔵と認める場合が多いので、第二期及びそれ以降の文書改の概要を数値として掲げなかった。

(32) 「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」一五頁。

(33) 「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」一〇～一二頁。

(34) 「青印書控」は県Ａ一二三。「被仰渡控」はＡＳ二八八、三―一〇、ＡＳ三一七―八五。前者は、大部分網羅している。後二者は重複しているものが多いが、出入りもある。「青印書控」は第二期に比べると網羅されるようになるが、「被仰渡控」は第一期や第二期に比べると整理されなくなる。

(35) 前注史料によれば、十二所給人曲木忠左衛門が提出した北条氏政書状は、田代三喜家蔵と認定されている。

(36) 「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」一二頁。

(37) Ａ三一七―七七。この冊子は、秋田藩記録所青印書と秋田藩記録所被仰渡をまとめている。筆跡が多様だから、文書改の個別化にともない、順次控を綴じてゆく方式に変化したのであろう。

(38) 県Ａ一四八。以下、「古文書写」と略記。

(39) 金子拓氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」一一四頁。

(40) 佐竹義厚家譜文政六年（一八二三）正月二二日、天保四年（一八三三）五月二八日条等。

(41) 金子氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」一一四頁は、

梅津外記を忠昭とする。しかし『岡本元朝日記』第一巻元禄一〇年（一六九七）八月二三日条（秋田県公文書館、二〇一五）によれば、この日、忠昭は外記から半右衛門に改めている。注（3）史料が出された頃にあたり、候補として適当ではない。また八木治左衛門を「八木氏分流系図」（A二八八・二―五四〇―四）から道孝とするが、「八木氏分流系譜」（A二八八・二―五四〇―三）の某の通称も治左衛門で、道孝だけが八木治左衛門ではない。

(42) 表2と「家蔵文書」一一と比較すると、文書が焼失しなかったのは日野治左衛門だけだが、日野は文書を提出していない。また第二期に提出した文書はすべて焼失している（AS二八八・二―一八―四）。

(43) たとえば注（27）史料を『佐竹北家・佐竹西家文書目録（秋田藩関係文書Ⅲ）』（秋田県公文書館所蔵古文書目録第8集資料群目録4、二〇一二）では御記録所達書と命名し、青印書の写とする。青印書の写とする説明は正しくないが、秋田藩記録所達書が誤りかといえば、それだけをとりあげればそうとはいえないだろう。

(44) 秋田藩家老自筆御用状・秋田藩家老内書も義和期に確立し、幕末期まで踏襲されていた。拙稿「戸村家文書について―秋田藩藩政文書史研究の一視角―」（『秋田県公文書館研究紀要』第二〇号、二〇一三）。

(45) 「秋田藩採集文書」や「秋田藩家蔵文書」の名称等をめぐる問題は、金子拓氏「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」一〇二～一〇五頁が詳しい。

(46) 金子拓氏「秋田藩家老小場宣忠関係文書について」（『秋大史学』六〇）

史料紹介「秋田藩家蔵文書」(樋口本)

鈴木　満

はじめに

当館では、いわゆる樋口本とよばれている「秋田藩家蔵文書」四〇冊[1]を所蔵している。また当館にはもう一つの「秋田藩家蔵文書」六一冊[2]があるが、こちらは六一冊本と略記する。

市村高男氏[3]によれば、樋口本は秋田県庁や旧秋田藩主佐竹家等に所蔵されていた六一冊本以下の史料を解読し、時代・地域等の基準に分類・編纂したもので、根本史料として利用するのは問題があるとする。一般論としては正しいが、すべての収録史料がそのようにいえるのだろうか。

樋口本第一冊目の凡例に、昭和三年(一九二八)九月とある。それから九〇年弱経っているが、史料の散逸により樋口本以外によるべきものがないものは、樋口本を根本史料として利用せざるを得ないであろう。それゆえ樋口本にしか見えない史料の有無の調査と、根本史料として利用できる史料の紹介は無意義ではない。

一　樋口本の原拠史料

樋口本には、すべて参照した史料がある。樋口本が依拠した史料の残存状況を調査すると、まず、

Ⓐ直接参照した史料が現存するもの

がある。依拠した史料の多くを占めるのが、六一冊本と東京都千秋文庫「御文書」六冊である。

次に、

Ⓑ直接参照した史料は見あたらないが、それと同等以上の史料が現存するもの

がある。これには二通りある。

第一は、樋口本が直接参照した史料の写が残っている場合である。具体的には、東京大学史料編纂所が佐竹家から採訪した影写本や謄写本のなかの、原本の所在が不明の史料である。一例をあげると、「天英公御書写梅津本」(4)は佐竹家の史料を伝える当館佐竹文庫、そして千秋文庫はもちろん、他所にも見あたらないようである。Ⓑの第一は、Ⓐに準じた扱いをしてよいであろう。

第二は、樋口本が直接参照した史料及びその写も現存しないが、樋口本が参照したとみられるものと同等以上の史料がある場合である。このケースはさほどないが、いくつかあげてみると、たとえば樋口本一九―一七(5)の賦何木連歌は、出典を佐竹文書とするので佐竹家所蔵史料と解されるが、樋口本が直接参照したものは佐竹文庫や千秋文庫、編纂所が佐竹家から採訪した史料にも見いだせない。しかし猪苗代兼如の「鎌倉千句」の一部で、宮内庁書陵部所蔵「荏柄千句」以下の諸本がある。また樋口本一二―四五の平塚滝俊書状写も典拠を佐竹文書とする。直接依拠した史料を見いだせないが、東京大学史料編纂所謄写本に「名護屋陣ヨリ書簡」(6)があり、樋口本と比較すると文言の異同がみられる。

以上の調査結果を一覧にまとめて表示すべきではある。しかし樋口本収録史料は三七八二点（うち二点重出）にも及ぶので、紙幅の都合で省略する。別の機会に六一冊本や「御文書」等を含めたかたちで公にすることとし、今回は調査結果を簡単に述べることにとどめたい。

まずⒶ・Ⓑいずれかであるものは、三七七九点（うち二点重出）である。ほとんどが原拠史料及びその写が残っているか、樋口本と同等以上の史料がある。このうちⒷの第二の場合、樋口本は対校本である。またⒶ及びⒷの第一のなかにも、樋口本が編纂された時点ではあった情報がその後失われた場合も皆無ではない。しかし市村高男氏の指摘どおり根本史料としては利用できない。

とはいえ樋口本は誤読がみられるとはいえ、解読本としての利用価値がある。しかし樋口本は、依拠した史料をそのまま解読したものではないことがある。

たとえば、さきにあげた「天英公御書写梅津本」は梅津憲忠宛佐竹義宣書状が続くため、各冊はじめの憲忠宛義宣書状に「従是末所賜梅津半右衛門也」と記し、以後の義宣書状では充書を省略している。ところが樋口本では、「天英公御書写梅津本」が略した充書を記している。また樋口本二三―一八は、「梅津政景日記」を出典とする。「梅津政景日記」寛永四年（一六二三）一二月二七日条所引の掟書には日付はないが、樋口本には日付がある。

このように樋口本は、文書の体裁を整えるために文言等を加える場合がある。樋口本を利用するにあたって注意が必要である。直接依拠した史料、それがない場合にはその写、これらにあたらなければならない。

次に、Ⓐ・Ⓑいずれにも含まれない史料は三点である。これらは樋口本を根本史料として利用せざるを得ない。そこでこの三点を紹

介したい。

二　樋口本が根本史料となるもの

本章では樋口本にしか見えない史料を収録順に紹介し、若干の解説を行う。凡例を述べると、漢字は常用漢字を使用し、変体仮名は使用しない。また括弧のうち、「（」・「）」は樋口本が付したもので、「《」・「》」は筆者によるものである。

①樋口本二三―六一　佐竹義宣書状写

佐竹右京大夫義宣書　（天徳寺所蔵書引用 岡見知愛編 義宣公御伝記草稿）

梅津主馬《政景》か処へ御状之趣、具ニ致披見候、当領六郡之曹洞宗之儀者天徳寺僧録候間、時代者年老次第之《ママ》可申付候、後生者出家頼候、今生者旦那次第之儀候間、縦隣勝・正洞成共背支配候者、六郡追放可有之候、謹言、

（寛永九年）

九月十七日　義宣　花押

天徳寺《ママ》宛

「天徳寺所蔵書引用岡見知愛編義宣公御伝記草稿」は「義宣公御伝記草稿」の一部を引用した天徳寺蔵書を意味するだろうから、天徳寺蔵書所引本と略記する。天徳寺蔵書所引本は、確認できない。

「義宣公御伝記草稿」という史料は当館の郷土資料にもあり、(7)以下、これを郷土資料本と略記する。郷土資料本には、①の大部分が引用されている。

郷土資料本を元禄・宝永期のいわゆる修史事業の成果である佐竹義宣家譜(8)と比較すると、両者の間に字句の異同があり、記事は後者が多い。そして寛永九年（一六三二）一〇月六日条を見ると、前者は後者と同様の内容の記事があるが、「去月十七日書ヲ天徳寺ニ賜テ曰、寺院ノ高下旦那ノ尊卑ニヨラズ、〇（年老〇）次第着座せシムヘシ、違背ノ僧アラハ、秋田仙北追放セシムヘシト云云」に続いて割注に、

天徳寺所蔵天英公ノ書古来ノ写ニ曰ク、梅津主馬ガ処ヘ御状之趣、具ニ致披見候、当領六郡之曹洞宗之儀者天徳寺僧録候間、時代者年老次第之儀申付候、後生者出家頼候、今生者旦那次第之儀候間、縦隣勝・正洞成共背支配候者、六郡追放可有之候ト云云、此時ノ書に当レリ、

とある。右の割注から①の佐竹義宣書状の正文は天徳寺になかったようだが、その写も確認できない。また右の割注から①の「年老次第之可申付候」は、右の「年老次第之儀申付候」の方に改めた方がよいようである。

郷土資料本と①を比較すると、前者に「謹言」・日付・差出書・充書がない。ここから樋口本が参照した天徳寺所蔵書所引本は、別

系統の義宣伝記草稿を引用した本といえそうである。

だが①の充書が「天徳寺宛」とあるのは、不自然である。傍証として、後にとりあげる③は「天徳寺」で、「天徳寺宛」ではないことをあげておく。充書は、樋口本編者による追加の疑いがある。

さきに述べたように、樋口本の編者は依拠した史料に忠実であるとは限らない。それゆえ日付・差出書は地の文、「謹言」の全体の文章から、編者が推定して補ったとも解せる。これらから①は、Ⓑの第二の可能性を残す。しかし天徳寺蔵書所引本が見あたらないため、郷土資料本と同一であったといえるかは確定しない。

②樋口本三五―四五　他阿弥陀仏書状写

相州藤沢遊行他阿上人書　真崎文書（新加）

尚々此道具等更ニ忝共無申計候、

如仰承候、一昨日者行事御聴聞品々給候、外聞見所共ニ不浅令感知申候処ニ、追而只今茶之道具不一種送給候、是又自分一生涯之捶頭不可過之候、殊ニ罷立之儀迄度々蒙仰候、天気次第ニ可罷立候、何様御門外へ参入雖有可申開候、巨細兼斎頼口門令省略候、穴賢、南無阿弥陀仏、

（慶長九年歟）
六月朔日　　他阿弥陀仏

御城江
人々御中

（上書）
御城江　　他阿
人々御中

②は、年月日・差出書・充書を模写している。樋口本でこれらを模写しているのは、六一冊本と「御文書」、そして文書の正文に依拠した場合である。②は、正文に拠ったのであろう。

②の典拠は「真崎文書（新加）」とあるが、真崎といえば、秋田藩関係の多くの史料を収集した真崎勇助が想起される。しかし真崎の収集史料所蔵している大館市立中央図書館真崎文庫、真崎の所蔵文書である東京大学史料編纂所影写本「真崎文書」[9]、真崎宛書状が多く含む当館落穂文庫はもちろん、他所でも②の原拠史料は見あたらない。

③樋口本三九―一六　佐竹義処判物写

佐竹右京大夫義処書　（国典類抄所載）

領中六郡之曹洞宗事、准浄光院殿（佐竹義宣）旧規僧録職申付之間、任先例可致支配、但侍席等者其季（ママ）老次第可居上座、縦雖為隣勝・正洞両禅院於令違背者無思慮可被及厳密沙汰之段、依如件、

天和二年
三月十二日　　右京
義処　花押

天徳寺

③の典拠は「国典類抄」だが、佐竹文庫の「国典類抄」には見え

ない。また他にも該当する史料も見あたらない。なお「季老」は、①や郷土資料本を参照すれば、「季」は「秊」の誤読ではないか。

③は、天徳寺に関するものである。現存の「国典類抄」の目録によれば、前編雑部一一に万固山天徳寺という項目がある。しかし該当する冊を欠いている。

ここで想起されるのが、佐竹家には現存の「国典類抄」の他に、藩主に提出したといわれる、清書本とよばれるもう一つの「国典類抄」があり、昭和一七年（一九四二）には秋田市の佐竹家別邸にあったことである。しかし昭和二六年（一九五一）、佐竹家別邸にあった史料が秋田県立秋田図書館（現秋田県立図書館）に寄贈された時、清書本はなかったという[10]。

樋口本は、二種類の「国典類抄」が佐竹家にあった頃に成立したから、清書本を利用できた。現存の「国典類抄」に見えないから、清書本を利用したのであろう。とすれば③は樋口本にしかみえない史料であると同時に、「国典類抄」の逸文でもある。

おわりに

以上で樋口本しかみえない史料の紹介を終わる。小論は樋口本を一つの研究成果として位置づけ扱うべきだとする市村高男氏の見解を裏付けるものにとどまったが、一般論としてではなく、実際の調査結果でも確認できた。

樋口本はかつて六一冊本と同等に扱われた時期があり、両者を参照しているにもかかわらず、後者を捨て前者を採用している史料集がみられた。このような史料集は今日さすがに見られなくなり、六一冊本の原本が当館に所蔵されていても六一冊本を採用するケースはあるが、樋口本の掲載許可申請はまずないのが現状である。

今回の調査のきっかけとなったのは、県外からの樋口本の掲載許可申請である。県外からの掲載許可申請のほとんどは、佐竹氏秋田入封以前の史料である。しかし佐竹氏秋田入封以前の樋口本所収史料は、ごく一部の史料に対校本としての価値があるだけであることが明らかになったのである。

ただ筆者の見落としで、紹介したなかに樋口本以外の史料があったり、あるいは紹介しなかったなかに樋口本にしかみえない史料があるかもしれない。ご指摘いただければ幸いである。

小論を草するにあたって、国文学研究資料館堀野和子氏より樋口本一九―一七が「鎌倉千句」の一部にあたること、「鎌倉千句」の諸本に関して御教示をたまわった。また天徳寺所蔵史料や史料の解読にあたって当館職員嵯峨稔雄・金森正也両氏から御教示いただいた。厚く御礼申し上げたい。

（古文書班　すずき　みつる）

註

(1) 資料番号A二八〇―二―一~四〇。
(2) 資料番号A二八〇―六九―一~六一。
(3) 「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」(『小山市史研究』三、一九八一)。
(4) 請求記号二〇七一.〇八―一二
(5) 番号は『秋田藩家蔵文書目録』(所蔵古文書目録第二集、一九九七)の整理番号にならったもので、樋口本一九―一七は樋口本一九冊目の一七番目の史料という意味である。以下、同じ。
(6) 請求記号二〇七一.〇八―四五
(7) 資料番号A二八九―八五三。
(8) 原武男氏校訂『佐竹家譜』(東洋書院、一九八九)による。同書は片仮名を平仮名に改めているが、郷土資料本との比較に際して、片仮名か平仮名かの相違は無視した。
(9) 請求記号三〇七一.二四―九。
(10) 『国典類抄』第一巻吉部一解題(秋田県立秋田図書館、一九七八)。

〈史料紹介〉

湊八九「日記」（郡方見回役加勢勤中日記）

文政八年乙酉正月　国季

はじめに

当研究紀要一九号から当館寄託「湊文書」より湊国季（曽兵衛）の御用日記を史料紹介として掲載している。

「湊文書」及び湊国季（曽兵衛）の概要は、研究紀要一九号に述べているので、参考にしていただきたい。本号では前号に引き続き「日記」（郡方見回役加勢勤中日記）（湊八九）の文政八年（一八二五）七月から一二月を紹介する。

なお、未読の箇所は□で示してあり、紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

【日記本文】

七月

一　十九日、役頭・同役惣兵衛・純五郎・我等共三人江被仰含候は、当月始方迄之内ニも奥稲・初稲共ニ専揃穂ニ可相成候時節之処、朝夕而已ならす冷気立、其上十四日・十五日之洪水ニ而は不少水押・水損有之よしニ相聞得、於老寄中ニも御案事之趣ニ候故、明後廿一日より回在候而雄平之両郡を手分候而一ヶ村切ニ取調、当晦日迄之内ニも皆々取極罷帰り候義ニ被仰含申候、

一　廿日、明日より回在致候段、御評定処江御届仕候、

一　廿一日、在処出宅、惣兵衛・純五郎・我等共ニ刈和野村ニ而一宿、

但シ一昨日昼より余程之暑ニ相成、此分ニ候ハヽ水損之外格別之事ニも有之候哉と、途中村々之者共承り申候、昨年位之作並ニハ相成可申候よし、此義段々承り候得ハ、全屋形様深思召之筋御座候付、村々凶作ニも候哉之義故、此度回村被仰

付候、
一　廿二日、刈和野村出立、純五郎ハ雄勝郡西山通回村ニ付直々湯沢御役屋江罷越、惣兵衛平鹿郡東山通と雄勝郡猿半内村寄郷回村ニ付、浅舞村御役屋江罷越候、我等ハ平鹿郡西山通り六ヶ親郷寄郷共ニ回村候ニ付角間川村ニ而惣兵衛同然昼食、直々大森村ニ而一宿申候、
一　廿三日、大森村出立、仁井山村ニ而昼食、深井村ニ而一宿、
一　廿四日、深井村出立、今泉村ニ而昼食、植田村ニ而一宿、
一　廿五日、植田村出立、東里村ニ而昼食、阿気村ニ而一宿、
一　廿六日、阿気村出立、桜森村ニ而昼食、下境村ニ而一宿、
但シ今晩久府同役小栗忠蔵より当廿二日付手紙相達披見申候処、浅舞御役屋詰合同役吉沢助左衛門当月晦日より亡父法事執行致候付、暫時之内右江交代候様申来候得共、未夕田面見分村有之、右相済候上交代可申候内慮ニ而居り申候、
一　廿七日、下境村より出立、昼食なしニ而角間川村江罷越、此間之回村見分形之御用取纒候而、同役小栗忠蔵江駅送を以差出シ、直々角間川村一宿、
一　廿八日、角間川村出立、昼食なしニ而浅舞御役屋江着申候処、同役助左衛門今朝出立帰宅候よしニ有之候、
七月廿日弐百十日至而静、相応之暑サニ有之候、
一　今年之季考之義ハ、去冬雪不足ニ而春来二月初より大雪、三月雨、四月より五月十六日頃迄雨なし、六月雨又は晴候得共暑一円ニなし、七月ニ相成稲花ニかゝり大雨ニ而、同十二日より洪水、十二日前ニハ大冷気、十八日より格別暑ニ相成候へ共日々曇、一切ニ晴々敷事無之、夜中晴、昼ハ折々雨に候、平鹿郡西山通り我等見分被仰付回村候処ハ川目諸村共ニ洪水ニ而変地候村ハ無之候得共、川手通之田畑多分不残候程ニ水揚、畑作ハ水押ニ相成一円当作取候事不相成、稲作ハ水押ニ不相成稲穂江泥之付候村合多ク有之、此分当毛半作も無心元、猶未夕出揃兼候処も有之谷田・新田・根田・谷地田村辺抔之様無類悪田在処ハ尓今青田同然之処多ク相見得申候、本田在処ニ而も遅ク植仕付候分ハ出揃不申、川西通り大森・坂井田・松田新田・十日町・猿田・八沢木・上溝・仁井山・矢神・沼館村辺ハ鍬付穂と申候而稲穂之内ニ黒粒多ク見得申候、其外之村々ニも見得候得共多分ニハ無之、一体甚不同之作並、其上晴々敷天気ニ無之候故実入ニ相成候而もあからみハ如何ニ可有之哉、下夕地六ヶ敷年柄江右之通ニ候へハ今作既ニ半毛位と被考申候、併天気多に続候ハヽ七八歩通之作毛ニ相成可申候、水揚不申候分之畑作物ハ少シも申分なしニ相見得、如何共御案シ候事柄ニ有之候、
一　廿九日、今日は此間ニ無之晴、暑サも終日相応ニ候、
一　晦日、昨晩九ツ頃より今終雨、折々晴候得共冷気、

八月小

一 朔日、不相変昨晩も折々雨、今終日共ニ晴又ハ雨ニ成、とふて冷気之方ニ候、

一 小出村より誰状を以昨晩同村勘平と申ものゝ居宅雷火ニ而焼失、菩提処大森村大慈寺江入寺仕り罷有候義申来候故、右入寺之義ハ御免ニ申渡候而差遣候、

一 先月廿九日付ニ而久府同役小栗忠蔵より手紙到来、同廿七日角間川村より駅送ニ而差遣候田畑見分取纏帳相達、則役頭へ差出候義申来候、猶別而左之通り申来候故、玄節を催促候而申渡候、

浅舞村吉右衛門と申者積年仙台塩焚場ニ奉公いたし、塩焚方心を用相心得罷帰、其後男鹿海浜通見分、場処之宜敷処見立御国産之御注進申上度、図面迄同村医者佐藤玄節より当十一日付書状条町之者へ頼遣候由ニ而一昨晩相達、昨日直々申上候処、一ト通りは御承知ニ御座候得共、此節御試と申事ニは相成兼候、追而小生回在之上具サ尋問之訳被仰含形も有之事ニ候間、先ツ差控候様玄節御催促被仰含被下度奉願候、

一 湯沢御役屋詰合組合鯨岡四郎左衛門より今朝出シ之手紙到来、組合関純五郎雄勝東山通り田畑見分之処、稲穂疵等沢山ニて、去年より劣り候様作之よし、右御用済ニ而昨夕後同御役屋出立候よし申来候、

一 吉沢助左衛門今九ツ頃御役屋江罷越候ニ付向触差出申候、

一 二日、浅舞御役屋より御用済ニ相成候故、助左衛門交代致候而出立候付、左之通手形差出候、

米六升請取申候、右は郡方見回役加勢ニ而平鹿郡浅舞村御役屋詰当酉七月廿八日より同八日朔日迄日数四日分、但シ壱日ニ付五合三人御扶持方、於当処被渡下候時、以上、

文政八年酉八月二日

浅舞村肝煎殿

一 角間川村ニ而昼食、今晩刈和野村一宿、

一 三日、刈和野村出馬ニ而昼食戸嶋村、今七ツ時前着、則役頭江罷越候而、此間見分之村々取纏帳面ニ而先頃角間川村より仕送差上候得共、猶演説ニ而も委曲ニ申上候、

一 四日、役処江出勤之上、昨日帰宅候義を為申知候、御評定処ハ御入部御用掛之面々江今日御料理拝領被仰付候付、諸役処共ニ御休日ニ相成候得共、郡方役処斗り外御用有之多分出勤居り申候、我等組合も御勘定取纏候ニ付、直々仕度出勤申候、

一 十九日、役頭へ同役揃候而此度之回在御伺申候処、四郎左衛門・忠蔵・純五郎ハ平鹿郡、惣兵衛・我等は雄勝郡へ可罷越候義御指揮、猶年寄中よりも被仰含候は、今年之御毛見願高之義ハ見回役下夕見分致候而精々吟味を尽し可成丈多分之願高不差出候様可致候、右見分之上除高等ニ而其村方ニ寄り御苦柄相生シ候而も不苦候故、右之心得を以厳重ニ取扱可申候義共ニ被仰含候、

一 廿一日、惣兵衛・純五郎・曽兵衛久保田出立ニ而和田村ニ而昼食、三人共ニ刈和野村ニて一宿致候、

一 廿二日、刈和野村出立、純五郎ハ角間川村通り、惣兵衛・曽兵衛ハ六郷村ニ而昼食、横手町ニ而一宿致候、
一 廿二日、横手町出立、湯沢御役屋へ着申候、
一 今晩同役四郎左衛門より手紙到来、当夏湯沢御役屋揚屋囚人番之節、郡方御足軽伝六・礼蔵両人見継番之処、右囚人取逃シ候不調法を以御奉公御暇被下候、跡株之義ハ当人共家内江拝領被仰付候段申渡候、
一 廿四日、伝六・礼蔵両人御役屋江催促致候而、昨晩四郎左衛門より申来候義申渡候、
　但取逃シ候囚人仙台江越候由之義ニ而、両人并親類之者共ニ罷越、手寄相頼候而いろ〳〵吟味為致候得共相見得不申候義を御足軽両人之者共より申出、無拠表向ニ相成候、猶両人之者明年ニも元御奉公ニ被召出候義の筋も有之候故、此段右両人江内々為聞候而差置申候、
一 廿五日、吟味役豊田五右衛門・片岡矢右衛門、湯沢御役屋江相詰申候、
一 廿七日、惣兵衛・曽兵衛御毛見願高見分致候付回村、惣兵衛ハ雄勝西山通、曽兵衛ハ同東山通回村致候付、今日昼食泊とも二川向村ニ致候〔但親郷肝煎稲庭村仁兵衛寄郷中見分之内同道ニ付今日より召連候〕、
一 廿八日、畠等村ニ而一宿致候、
一 廿九日、右村ニ而昼食、稲庭村ニ而一宿致候、
一 昨日川向・畠等両村之肝煎江申談候へハ、両村共至而高山下タ之村居ニ候へハ毛見願相済御検地役被差遣候而、見分迄ハ余程ならす刈取候迄ニハ日数相掛候、左候へハ雪下タニ相及候義ハ指当見得候故、右毛見願之筋申卸シ候而、別段御助成を相願候方は可然候哉ニ被考申候、併御助成願致候へハ治定拝領ニ相成ルものニハ無之、毛見願雪下タニ相至り刈取り候方ハ可然候哉、右を申卸万々一拝領不相済候方ハ可然候哉と申候義、何辺ニ両村惣長百姓共相談相決シ可申候段申諭候処、毛見願申卸候而御助成を相願候よしニ至り申候、乍去回在之節被仰含訳柄も有之候故、田畑毛見願之分ハ無残両村共ニ見分申候処、いかにも悪作ニ有之候、
一 今日湯沢御役屋片岡矢右衛門より手紙、稲庭村江相達披見致候処ニ左之通申来り候、
　上略、毛見願高莫太ニ付、役頭より又々被仰遣候筋有之、親郷肝煎共急催促仕候、猶貴君等御見分向ニおいて除高不被仰含、篤と御吟味御役屋江御帰り被成候様被仰含候、此段左ニ御承知可被成候、乍去内々ハ何程除高ニ而可然と申義ハ御控被成可然候、左も無之候而は役頭御出之上除高被仰含候ニ被成方有之間敷、如此申上候、早々、以上、
　　八月廿九日

九月

一　朔日・二日と稲庭村ニ而泊、同村毛見願高之分、一ト筆切無残見分相済候、

一　三日・四日と三梨村ニ而泊り、同村毛見願高之分一ト筆切ニ吟味致候、

一　五日、今昼迄ニ而漸々三梨村見分済ニ相成、直々大館村江引移り候而同村見分致候、無残吟味相済シ候而川連村ニ而泊り申候、

一　六日、川連村無残見分済ニ相成候故、八ツ面村・東福寺村・三ツ又村、今日より毛見願見分候故、書抜野帳差出可申候義申遣候処、三ヶ村共ニ未夕出来不申候故、一両日見分控呉候様之義申来り、無残今晩川連村ニ而泊り申候、

一　七日、川連村より猿半内村江引移見分申候、誠ニ絶作同様ニ有之候、直々見分済、猿半内ニ而泊、

一　八日、今日より猿半内寄郷田畑之毛見処見分致候付、親郷肝煎養助并同村長百姓東四郎召連候而荻袋村見分、吉野村ニ而昼喰、同村見分、湯ノ沢村見分、直々同村ニ而泊、

一　九日、昨日見分残湯ノ沢村吟味、田子内村ニ而昼食、直々同村ニ而泊、田子内毛見願高多分ニ候故今日見分残ニ相成り候、

一　今晩田子内村江片岡矢右衛門より左之通り之手紙相達シ申候、依而明日ハ田子内村之今日見分残明早天より取掛り、夫レより岩井川村・熊渕村取いそき見分候而浅舞御役屋江一ト先罷帰り、役頭江見分之義取纏可差出候心組候、

上略、稲庭村寄郷共段々除高申出候分、肝煎共至極難義出精形も相顕候事故、残シ置候四ヶ村御見分ニ不相及候故、猿半内村寄郷御見分相済候ハヽ、夜中たり共浅舞江御帰被成候様被仰含候故、如此得其意候、下略、

九月九日

一　十日、田子内村昨日之残見分、直々岩井川村ニ而昼食、同村毛見処不残見分済ニ相成直々泊、

一　十一日、熊渕村見分、同村ニ而昼食、直々浅舞村御役屋江罷越候而、此間見分致候村々毛見之義取纏候而役頭江申上候、此節豊田五右衛門・片岡・根田弾之助・鯨岡四郎左衛門・小栗忠蔵・吉沢助左衛門も居合申候、

一　十二日、植田村并寄郷之毛見高見分取調候様役頭被仰含ニ付、浅舞御役屋より木下村江罷越見分済、同村ニ而昼食、夫より海蔵院村見分済、越前村ニ而泊、

一　十三日、越前村見分済、植田村昼食、同村見分、無残相済直々泊、明十四日早天今泉村・植田村境より見分致候筈故、植田村肝煎代長百姓宇右衛門召連候義当人江申渡候、猶木下村・海蔵院村見分之形御用状を以浅舞御役屋詰合片岡矢右衛門迄今日申遣候、

一　十四日、今泉村毛見願高場処見分、同村ニ而昼食、別明村をも見分済ニ相成候而直々今泉村泊、植田村長百姓宇右衛門肝煎代ニ同道致候、今晩要用有之よし、宇右衛門今泉村ニ而泊り不申在処江罷帰り申候、

一　我等不快之義片岡矢右衛門迄内々申遣候処、明日見分済ニも候ハヽ是非浅舞御役屋江罷帰り保養候義ニ役頭被仰含候よし申来り候故、明日西野村谷地新田村見分済ニ候ハヽ其通可致候内慮ニ有之、不快等ニ而も無之候ヘハ直々横堀村寄郷見分之筈ニ有之候、

一　十五日、西野村毛見願処見分同村ニ昼食、直々浅舞御役屋江罷帰り申候、

一　十六日、役頭被仰含候は、角間川村御開田之義平山文市郎殿転役、跡役根田弾之助殿之事ハ最初之義をも不心得、其上昨今ニも候故右御用掛片付相勤候段被仰含候、猶元〆勘定致居り候角間川郷士黒丸五郎兵衛より平山文市郎江差出候勘定帳、弾之助より請取申候、右跡御普請之義役頭明十七日角間川江御出候而同処御見分之上御差図可被成候由ニ有之候、

一　十七日、角間川村御開田処御普請并同村之内川普請之場処役頭・忠蔵・我等三人見分候よしニ而、今曙浅舞御役屋より日帰りニ罷越候而、夜五ツ時過ニ相至り御役屋へ罷帰り申候、

一　十九日、平鹿之方ハ一ト先御用明ニ相成候ニ付、惣兵衛・我等浅舞御役屋より湯沢御役屋江昼罷帰り申候、役頭をも今日より湯沢町御役屋江浅舞より同然ニ御引移り吟味役五右衛門・矢右衛門も詰合居り候、

一　廿二日、矢右衛門湯沢御役屋より御用済ニ相成候故罷帰り申候、

一　廿四日、四郎左衛門御用有之、浅舞御役屋より湯沢御役屋江罷越申候、

一　廿五日、役頭被仰含候は、新町村取調片付ニ而四郎左衛門罷有候処、此節不快ニも候故、我等同村江罷越候而、当御収納始万端之義取調可申候義ニ被仰付候、

但シ右新町村借銭而已ならす莫太之御苦柄申上候付、当春中組合四郎左衛門片付被仰付罷有候、此節刈稲等を始他江働シ不申候義より諸事見継取調候義共ニ被仰含候、

一　廿七日、役頭組合惣兵衛同道ニ而上亀田村堤（但是ハ同村地形内御開田ニ相成候場、横手町平田兵助・植田村十蔵両人御忠進申上候而郡方ニ而御かり）、今日御見分ニ而直々横手泊りニ而役頭御帰り、惣兵衛ハ湯沢御役屋江今晩罷帰候筈（右堤ハ春中役頭始多人数同役共も罷越候而見分之上水保候哉御試ニ築候）、

一　今日我等事新町村江引移り候而被仰含候御用筋へ取掛可申候処、西馬音内前郷村近在共毛見稲之外共ニ甚刈後レ候よし故、其村々吟味致候而明日より新町村江罷越候義ニ役頭被仰含候ニ付、今晩前郷村ニ而泊り申候、右刈後候村々肝煎共前郷村江催促致候而左ニ申含候、猶明日より新町村江罷越候、跡之義ハ御足軽左太郎召連候而、跡々吟味之筋共ニ申含候、

先頃於御役屋ニも被仰含候通御毛見願高村々不少候得共、未夕多分ニ刈後候分も相見得候故、右刈後ニ相成候当人親類又は懇意之者より手伝ひを請候而早々刈取り可申候、右ニ而も相後レ候様ニ見得候ハヽ、郷人足差出候而刈取り可申候、此上

万々一雪下夕等ニ致候而御苦柄よふ之義申上候事ニ相至り候
而ハ、其村当人ハ不及申肝煎親郷共ニ厳重之御取扱之旨有之
候故、此筋を相守り候而早々右之手配可致候義ニ篤と申含候、
一四郎左衛門岩崎御役屋ニ而御米渡方御用有之候而、昨日湯沢御
役屋より引移り申候、右御用済ニ相成候へハ直々帰宅致候而ゆ
る〳〵薬用候義ニ役頭よりも御念頃ニ被仰含候、
一廿八日、西馬音内前郷村ニ而昨日昼食以前御役屋より罷越候而
一宿、今日同村より昼食以前ニ新町村江引移り申候、跡々刈残
稲有之候村々回り〳〵見分吟味致候而早々刈払候義ニ可致候
段、郡方御足軽左太郎へ篤と申含候、
一廿九日、今日より御収納始当夏中より御取り調、銀主共より
銘々ニ相当り候借用之分并郡方拝借之分共ニ帳面ニ致候而差出
候義肝煎作左衛門江申含候、

大十月

一三日、地頭納ニ相成候小役銀并諸物成之義代納ニて宜候哉、猶
小役銀之分ハ来月十五日迄之内ニ長百姓之内より也為差登上納
ニ相及候故、取立人差遣シ不申候様地頭江作左衛門より手紙為
差出候事、
一先肝煎長兵衛御収納銀穀を始御取調、後ニ相至り諸連貫之滞不
少候故催促致候処、院内銀山江罷出居り候よしニ有之候故、
早々御用有之候故子共同処へ罷越、親長兵衛同道候義申渡候、
一五日、右長兵衛罷越候故出分之銀穀如何ニ候哉、右手配形之義
相尋候処以書付差出候故、当人産田ニ入置候者共催促、長兵衛
より其方共此書付通ニ出米致候よし相違無之哉之旨取尋候処、
長兵衛申出之書付面より半分米ニ而五拾三位ならて産田作之者
共より出不申、甚不都合之次第、猶又右之米之外御小役・五斗
米銀を諸方より郷役印を以引請候分既ニ百貫文位、此分ニ至り
一円ニ手当無之候故、早々手配致候而手当形取扱候而慥なる書
付ニ而差出可申候義共ニ申付返シ置候、
一右当人件之筋并銀穀出分之義帳面ニ為相認候而、四郎左衛門・
忠蔵・純五郎江手紙を以長兵衛いよ〳〵以御収納滞ニ相成候様
ニ相見得申候、万一右之通ニ相至候ハヽ、如何取斗意可然候義、
役頭御伺候義申遣候、
一六日、今秋雨天続ニ而今以稲揚不相成、然者長々当村ニ斗り附
添候義ニ而ハ御役屋之御用も難相弁候故、今朝より惣長百姓共
不残田面江差出候而、符人誰、何百刈之内何升取位有之候と申
義為取調申候、右調済之上銘々符人〳〵御割渡、御収納始不足
之分手配可申候内慮故調させ申候、
一御収納之分ハ不申及、米拵ニ向ひ候ハヽ其日々ニ組合ニ而吟味
之上出来米之分ハ日々作左衛門居り候蔵之内江運ひ候様惣長共
へ厳ニ申含候、猶又稲揚之上右稲封印不致候へハ不相成ものも
可有之候故、右吟味之筋をも厳重ニ申含候而差置候、
一惣長百姓共へ申含候ハ、当春農御助成ハ米ニ而百五拾俵、外ニ

銭をも不少郡方より拝領ニ相成、他村ニ無類莫太之拝領誠ニ難有事ニ候、此義御含被成置候訳柄有之右之通ニ拝領ニ相成候、然ハ今年之義ニ致候而ハ六郡一統大不熟之作合ニ候へハ、明年ニ相至り春農之願村々一統より差出候義ハ只今より相見得候事候、当村之義ハ春農御助成等ハ曽而願難為申立候、其詮ハ今春農莫太之御手当拝領ニ相成候上ハ甚以恐多義ニ有之候、依而書付を以相渡候通家々ニ而夜長ニも候故銘々分附之通り縄・馬くつ・わらんし等取拵候へハ如何様共ニ跡命相成候故、右を以相続可致候、其組々ニ而五ツ分宛取集候上肝煎方江持参、代銭請取可申候、明春ニ相至り鍬等を始農事用之道具疵候而不用立候ハヽ、右之代ハ拝領被仰付候得共、米銭を以春農之御助成ハ拝領被仰付候、猶銘々江割付候縄等之拵ニ滞候者ハ、仮令如何様之義有之候而も春農事道具入料をも拝領難被仰付候義、篤と申含候、

一七日、極窮ニ而手間取り家業致候ものニも不限家内人数ニ合候而ハ至而困窮、田畑も持居り候へ共日々之取続之為薗取り不足致候、人別取調させ候処、家々江当ヶ候処一円ニ薗無之候分五千刈斗之よしニ候故、今日藁買上候而海道江敷渡させ申候、壱万三千丸も求候へハ右之薗不足分江行渡り可申候考ニ有之候、代六貫七・八百文ニも相成可申候、

一八日、長兵衛催促致候而、当御収納始諸連貫之分共如何致候手配形ニ候哉之旨相尋候処、今晩惣親類打寄セ相談之上御答申上度候間、明日御答之義相控候義願ニ候故其通ニ致候、

一九日、長兵衛惣親類連印願書を以申出候は、長兵衛処持高ニ相当り候分、当夏中於御役屋ニ御答書を以申上候は、今年如何様之仮令絶作ニ相成候共御苦柄筋曽而不申上候段申上候よしニ候得共、当人義兼而極窮之処、今年ハ別而不作とハ申なから、既ニ絶作同様ニ御座候間、何卒今年之毛引并当捨高之分御郷役銀・五斗米銀共ニ拝領被仰付候事ニ相成候得者、左而已過分之出石ニも無之、猶長兵衛惣親類共へ申条ニは、三田米迚も余程ならす入石ニ相成、当人手作よりも不少米出候よしニ候得者、惣都合之上ニハ漸々三拾貫文位ならて出銭ニ相成候分無之、此分惣親類共ニ而弁ひ上納可仕候間、前条奉願候毛引并当捨ニ相成候御郷役銀・五斗米銀共ニ御免シ被成下置候而御取扱被下置候よふニ有之候故、長兵衛惣親類共召寄セ候而、於此方ニ先頃取調候とハ甚齟齬致候義而已有之候故、長兵衛三田ニ入置候府人共銘々より差出候米数并長兵衛手作田ニ向ひ、惣長百姓共立会見分之上出来ニ相成候分取調、書付共ニ惣親類共へ見セ置候処、右親類共申聞候は、全長兵衛申聞ニ而已相向ひ取調候よしニ候故、左様不都合之義ニ而御収納ニ向ひ、万々一出分之米銭ニ差遣候而ハ大事之義ニ相至り候、其上相談柄甚以未熟ニ候得者、右願之義難取扱候よし申聞候処、一両日斗之内ニハ惣親類共相談仕候而決意之義願申上度候趣達々願ニ候故早々取極候而挨拶可申候、左様長々之義ニ不相成候故取詰決評之義可申聞候

趣ニ申含候て、惣親類共一ト先退座致させ候、且御郷役銀・五斗米銀之分ハ一作荒ニ無之候得者御法りとて御免シ無之候ものニ候義申談差遣候、

一 十一日、組合四郎左衛門・純五郎江書状を以長兵衛親類共より願申出候一昨日之ヶ条之通り余り長々片付兼候而は如何之筋も有之候得共、右当人親類難取扱訳も無之候故、一ト通り延日ニ相成候義申遣候而差置候、猶四郎左衛門より申来候は、長兵衛口書取り可申候義役頭被仰含候よし申来、右旁之為右壱件模様形申遣シ置候、且ツ四郎左衛門より此度我等相催シ候新町村困窮形之義ニ付、同村親取ニ而長□相企候義先頃四郎左衛門迄申遣候処、右之段ハ内々役頭江御耳立差置候義申来候、

但シ今日四郎左衛門・純五郎へ申遣候は、日々の雨天ニ而一向ニ稲揚為致候日和此分ニ候へハいつ程迄ニ而村々稲揚仕舞ニ相成り可申候見詰も、新町村御用済之上帰宅致候而如何ニ可有之候哉、願クハ稲揚見済之上罷帰り申度候得共、左候而ハ前ニ申上候通り其見詰無之候故、此段御差含役頭江御取合候而御指揮之義早々被仰下候様申遣候、

一 昨日より少シ風ニ相成、昨今先刈杭掛之分ハ不少揚り申候、

一 十二日、昨夜より又々雨ニ相成、夕後より晴上り候得共、稲かわき不申候よし、今日ハ稲揚り不申候、

一 組合惣兵衛西馬音内前郷村村方取調御用有之候而、先月中より同村方へ引移居り候処、実父小柳伝右衛門大病之よしニ而看病之段申来、今晩夜通ニ而罷帰り申候、依而雄勝郡御勘定精帳之分同人直々持参候而、久府組合純五郎へ仕送呉候よしニ而持参申候、

一 十三日、新町村長兵衛惣親類、杉田村文多郎・嶋田新田村長右衛門・同長十郎・西馬音内前郷村佐藤嘉兵衛、右当人共連印之書載を以願申出候は、私共親類長兵衛義当夏中於御役屋田畑手入之義不手入仕候付御取糺之節、今年仮令絶作ニ罷成候而も長兵衛処持之御高等之義ニ付候而は御苦柄筋不申上候段、御答書を以申上候義恐入奉存候、然ハ当人事ハ兼而極窮之処、今年ハ別而不作を取り候而、既ニ御収納可仕候様無之候ニ付、親類相談之上当人出分之処吟味仕候処不少候義ニ而、中々御収納都合仕候而上納見詰無御座候間、右御収納・諸連貫共ニ惣親類ニ而弁ひ上納可仕候間、長兵衛一命を御助と被思召候而当人持高之毛引分親類共へ拝領被仰付候様ニ奉願上候、多分之長兵衛方より之出方ニ相成候而は当人同様之困窮之親類共ニ御座候間、何卒今年ニ相当り候毛引分拝領被仰付被下置候義ニ御座候得者、如何様共繰合仕候而急度上納可仕候よし、願書を以右親類共相揃罷越候故、逐一相尋候処、少シも上納等ニ差遣ひ不申候様ニ候故、何レ之義は久府へ御伺之上返答ニ可相及候段申渡候、

一 郡方御足軽左平、新町村為見継附置候処、今十三日罷越候故、同村御用筋手配之義申渡候、

一 十四日、四郎左衛門・純五郎駅送ニ而昨日新町村長兵衛惣親類

共より差出候願書江書状差添候而、何レ役頭へ御伺之上早々御
返答可被下候義ニ申遣候、猶其節先日惣兵衛持参へ雄勝郡金銀
銭御勘定帳清帳下夕帳共ニ取揃候而、同村ニ致候而純五郎へ差
遣申候、
一　今日一ト先御用済ニ相成候故、昼食前新町村出立ニ而湯沢御役
屋江引移り申候、当時組合田処主鈴浅舞御役屋へ昨日久府より
罷越候よし故、今日御用も無之候得共新町村より手紙差遣候、
一　高尾田村清蔵持山新町村地形之内ニ壱ヶ山有之候処、御役屋御
備山ニ差上申度候義、当夏中か清蔵願書差出候処、木山方ニ而
新町村よりも突合之願差出不申候得者不相成候よし、此度右清
蔵新町村肝煎作左衛門も同様右山為差上度候よしニ而新町村よ
りも願差出候故、今日直々四郎左衛門・純五郎江仕送申候、
一　十六日、吟味役豊田五右衛門より御判紙添を以西山四ヶ親郷江
去申年植付、亡処又ハ当捨一作荒ニ付、御郷役・五斗米銀上納
延願申立候村々寄郷共之分取纏有無之義書出シ可申候義申来
り、則書状を以右親郷催促ニ相及候、且ツ今年之五斗米銀米上
納ニ被仰付候故米上納ニ而は迷惑ニも候ハヽ、其段共ニ親郷切
取纏候様申来候、
一　此度向右近殿御家老被蒙仰候ニ付、右之御合鑑西山村々へ相渡
候様ニ而御合鑑遣候故、親郷限相渡可申候内慮ニ而居候、此分
明日相渡可申候、
一　糠塚村より先頃御撫育願申立候処御吟味相成、余り不都合之願
申立候付、肝煎与五右衛門義御役被召放急度御呵、右親郷西馬
音内前郷村肝煎三郎兵衛・彦四郎寄郷取扱方不行届之為不都合
之義申出候、右御撫育願御吟味ニ相成候処願申卸シ、根元御撫
育願申立候当人吟味も不相尽候而添書等致候付、急度御呵被仰
付候義申来候故、右三人共催促手紙差出候、
一　同晩純五郎より御会処より差出候書状之内、
　　仮差図書差出候事ハ以来晦日〳〵相纏ひ、御割判取り候而、
　　翌月十五日ニ一同ニ被相渡候事ニ相成候間、左ニ御差心得、
　　久保田江□かしニ御仕送り之様被成置可申候、
一　十七日、昨日豊田五右衛門より申来候義、雄勝西山通四ヶ親郷
催促、今日申渡候、猶右近殿合鑑をも親郷江相渡申候、
一　糠塚村肝煎与五右衛門昨日豊田より申来候通肝煎被召放急度御
呵之段申渡候、同村親郷西馬音内前郷村肝煎三郎兵衛・彦四郎
右両人共糠塚村取扱之義不調法ニ付急度御呵之段申渡候、
一　十九日、関純五郎より御判紙附ニ而申来候は、当十四日新町村
長兵衛親類共より願書ニ而同人御収納銀穀惣親類共弁ひ、上納
之義役頭へ御伺仕候処可然取斗意可申候義役頭被仰含、何レ之
事御任セ候趣申来候、
一　金屋村郷勘定吟味之義ハ我等交代ニ被参候衆へ被仰含、立会吟
味候様右同人より申来候、
一　三梨村へ引越御百姓取扱之為村方より願申立候付、弐百貫文八
朱御利足来戌年より五ヶ年割返上を以拝借被仰付候分、御割判

出候差図書三枚并大門村へ百貫文右同断拝借之差図書壱枚、外ニ石川八左衛門江被相渡候杉植立入料之分小松田和兵衛へ被入置差図書之分、都合六枚相達候、
一　雄勝郡御勘定未申両年之暮久保田御蔵元江上納銭本書帳并古株帳、外ニ新株帳壱番仕送候様申来候、
一　先頃仕送候御勘定帳請取候趣申来候、
一　今日純五郎より右之通り申来候ニ付、新町村長兵衛并当人親類棚田村肝煎へ以手紙長兵衛同道、御役屋へ罷越可申候義催促ニ相及申候、
一　廿日、純五郎へ戻り御判紙添を以株帳之分取揃差遣候未申久保田上納御蔵元本書帳いろ〳〵吟味致候得共見得不申候故、右之段申遣候、右両年田処取扱候由故、御当人御手内ニ有之候義難斗候故、直々今日申遣候故、右有無御返答被申遣候様ニ申遣候、御撫育願書をも仕送差遣候、
一　浅舞御役屋詰組合同役田処主鈴江今日申遣候は、未申両年久保田取立上納銭御手元御取扱候由、右帳面御手内ニ有之候哉、関より早々仕送候義ニ申来、雄勝分当御役屋吟味仕候得共不見得候故、何分御手内を御吟味之上有無之段直々関へ御返答被下候様申遣候、且ツ昨日関より相達候差図書之内石川八左衛門渡り并小松田和兵衛へ被入置候分共弐枚直々田処手内より相渡呉候様申遣候付、右手紙へ封シ込差遣候、
一　今日田処より返答ニハ、未申久保田上納取立帳吟味致候而直々関江仕送候義申来候、
一　廿一日、雄勝郡西山通四ヶ親郷より昨年之一作荒当捨植付之処ニ付、御郷役銀・五斗米銀年割上納願申立候分并今年五斗銀米上納ニ被仰付、其村ニ寄迷惑も候ハヽ、親郷限取纏候分共又七郎殿戻御判紙添を以豊田五右衛門江今日仕送差遣申候、猶横堀村理右衛門肝煎役御訴訟之願書をも同村ニ致候而差遣申候、
一　新町村長兵衛并親類棚田村肝煎文多郎罷越候故、先頃願書を以申立候長兵衛今年之御収納於惣親類ニ弁上納之義、当夏中長兵衛義於御役屋ニ御答書を以申上候筋有之候へハ、親類弁上納と申義ハ曽而不相成事ニ候得共、段々親類共より之願形無余義訳柄ニも候故、願之通当御毛見引高之分拝領被仰付候故、無滞上納可申候義急度申渡候、
一　小栗忠蔵より当十九日御会処出シ之手紙到来、角間川村・門目村川普請入料之分ハ角間川村御開発方より被差出候義ニ役頭被仰含候故、右御備銭之内より可相渡候事ニ而、畉書弐枚相達候、猶普請之義ハ両村肝煎江篤と申含候趣申来候ニ付催促手紙差出候、右畉銭数百拾四貫五百弐拾弐文角間川村江、五拾貫文門目村江被下置、悉皆村方江被仰付、御積を以被下置候、
一　三梨・大門両村肝煎罷越候故願之通拝借銭相済候故、証文持参可申候義申渡候、
一　廿二日、鯨岡・関江申遣候は、前郷両肝煎糠塚村之御撫育願之義ニ付屹度御呵被仰付候処、此節御収納取纏等ニ付候而は寄郷

村々如何共御用之御差遣ひニ相成候趣を以願書差出候得共、昨今之御呵ニ候得者取次候事も如何敷被考候得共、申出之筋尤ニ候間、右願書差上候間、何分御評義之上両肝煎御用相勤候義ニ罷成候様ニ仕度候、何レ御相談之上可然候義ニ被思召候ハヽ、右願書直々役頭江被差出候様ニ仕度候段申遣候、

一廿三日、三梨・大門両村江拝借被仰付候分都合ニ而三百貫文証文引替相渡申候、

一三梨村両肝煎東治左衛門・和兵衛、文政六年より之御収納符人取立帳持参申候故、今晩より右吟味ニ相及候、

一角間川・門野目両村肝煎代罷越候故、忠蔵より相達候川普請斟相渡候、右入料銭は角間川村御開発方より被相渡候義ニ申来候故、直々黒丸五郎兵衛江手紙を以申遣候ハ、兼而御手内ニ御預之分御払切ニ相成候ハヽ、三左衛門・忠蔵・勘助三人之者より出銭致候義ニ可被仰含候段申遣候、

一廿七日、先頃より三梨村鍬延飯田村符人より之取立之義吟味致候処、帳面ニハ差引立致候義ニ相見得候得共、飯田村之方ニ而は一向ニ其義相心得不申候趣ニ而、双方共吟味仕候得共一円ニ相分り兼候ニ付無拠両村より演説書を為差出候而、今日ハ鯨岡・小栗・関連名ニ致候而仕送申候、とふも三梨村ニ而取立之義一体不成明候よふ之帳立拵ニ候㞍、追々篤と御吟味不被成置候ハヽ相成申間敷候段共ニ申遣候、右両村之者共昨晩一ト先返シ置申候、

一昨日豊田五右衛門より下院内村之内、御叱ニ而罷有候者此度御免之義可申渡候段申来候ニ付、則其節催促之手紙差出申候、

一下院内村肝煎并惣長百姓共三治郎・伝兵衛・十吉御役屋江罷越候故、御叱御免之段申渡候、

右は伝兵衛子供重吉と申者院内給人小川波負ニ打擲ニ逢ひ候壱件ニ付、先月十三日御用農事之外御叱被仰付罷有候者共ニ有之候、

一廿八日、純五郎より又七郎殿戻り御判紙添を以、左之通り先頃申達候ヶ条之義申来候、

一御撫育願数冊仕送候内貝沢村幸右衛門・深堀村市郎右衛門・荻袋村兵作・松岡村宇兵衛・山田村喜内、右五人之者へ拝領之義申来、則回状を以右村々江申遣候、

一前郷村両肝煎急度御叱之処、御用農事之外御叱ニ相成候段申来候故、右則申渡、

一下院内村酉蔵・倉松右両人御入部之節同村嘉之助より被頼、人馬御調之砌右場処より逃去り候ニ付、農事之外御叱ニ而居候処、此度御免之段申来、則催促手紙差出候、

一役内村三内宇左衛門、右は去秋御毛見之壱件ニ而長百姓共江無訳悪口申聞候義ニ付、御吟味之上急度御叱ニ而居り候処、此度御免之段申来、右同断、

一先頃仕送候新古株帳相達候趣申来候、

一横手郡方御足軽江御渡米之御裏判手形壱枚吉沢助左衛門江

遣可申候よしニ而相達候、
一　廿九日、横手吉沢助左衛門江昨日純五郎より相達候御裏判手形壱枚、今日手紙江封シ入候て指遣シ申候、
一　豊田五右衛門より御判紙添を以書状到来、
一　横堀村肝煎理右衛門義病気退役願之通御免ニ被仰付候間、右之段被仰渡被下度候、長々肝煎役辛労致相勤候段、是又被仰渡被下度候、
一　糠塚村之義肝煎無之、依而親郷取り纏ニ被仰付候間、此旨被仰渡被下度候、
右之通り申来候、幸ひ前郷村より長百姓・両肝煎之御叱昨日御用農事被差免候礼ニ罷越候故、糠塚村取纏候趣をも直々申渡候、横堀村江ハ手紙差出候、
一　昨日催促致候下院内村酉蔵・倉松罷越候故、御叱金御免之段申渡候、外々催促致候者ハ昨日雪江風付候為往来無成候為ニ而罷越不申候、
一　晦日、役内村・三内宇左衛門罷越候故御叱御免之段申渡候、
一　横堀村肝煎理右衛門罷越候故、願之通御役御免之段申渡候、

小十一月

一　朔日、此間申来候御撫育拝領之願相済候者共催、今日迄ニ而無残申渡候、萩袋村兵作・松岡村宇兵衛・山田村喜内・貝沢村幸右衛門・深堀村市郎右衛門、右五人銭弐貫文江米三俵宛、銭之分ハ銘々江直々相渡候、米ハ追而可相渡候故、其村々肝煎より当時借用居り可申候義申渡候、
一　三日、今曙斎殿御判紙添ニ而跡月晦日附之書状関純五郎より到来、左之通、
一　湯沢御足軽五人分当月渡御蔵御渡米受取手形差上候間御渡被下度候、請取方十一月ニ相成候義も為何候処、無御差遣趣ニ御座候、若彼是と御蔵役抔申聞候ハヽ、伺相済候趣御掛合被下度候、
一　上略、貝沢村肝煎・長百姓御催促被成候而、市三郎義ハ御吟味之訳有之被預置候田地掛合之事ハ肝煎・長百姓尤可差心得筋ニ候間、往々御尋有之筋精細ニ御答相成候様只今より打合罷有候様可被仰含候〔但右市三郎御役屋揚屋ニ被差置申候〕、
右申来候ニ付御足軽催促、内蔵允江御渡米之御裏判手形相渡候、猶貝沢村へ以態夫催促之手紙差出候、
一　四日、貝沢村肝煎・長百姓昨夜中罷越候よしニ而、今朝罷出候故、市三郎相渡候而差遣候、猶又純五郎より申来候趣共ニ申渡候、
一　七日、五右衛門より町送を以西馬音内前郷村佐藤嘉兵衛酒家業之義ニ付願申上候処、百五拾貫文拝借相済、右役頭之割判手形壱枚純五郎差図書ニ而御蔵元藤屋多三郎渡ニ而参候故、則嘉兵衛催促之手紙差出候、

一　八日、嘉兵衛罷越候故拝借銭ニ相済候百五拾貫文之割判差図書
当人江相渡候、
一　十三日、当朔日川向村枝郷瀬ノ沢村嘉兵衛出火、立馬焼失之段
申出、右御検使青柳縫殿相勤、先頃右御検使書仕送候処、此度
当人御叱之趣片岡矢右衛門より申来、当人催促之上今日右御叱
之段申渡候、
一　十七日、豊田五右衛門より御判紙添を以左之通之御書付相達候
故、則催促之御用手紙差出申候、

雄勝郡役内村之内湯ノ台村
六助
仁助
庄太
仁蔵

自分共申合、去々未年八月中其村御直山之内於東楢渕沢ニ
桧弐尺回りより三尺回迄七本徒伐、曲木・小羽・盤木ニ致、
御他領江売払候段此度御吟味之上相顕不届之至候、依而厳
ニ可被処置候得共被相宥、為過料壱人ニ付調銭五百文宛木
山方江上納被仰付、農事之外御叱被成候、

右同村　仮肝煎
長百姓

其村御直山之内小赤倉沢ニおゐて、当七月中桧壱尺六寸回
より弐尺八寸回迄拾三本徒伐有之御吟味被成置候得共徒人
も不相顕、且去々未年御直山之内東楢渕沢ニ而桧弐尺回よ
り三尺回迄七本、其村権右衛門・六助・仁助・庄太・仁蔵
徒伐、曲木・小羽ニいたし御他領江相払候段、御吟味之上
相顕候、権右衛門義ハ御吟味中逐電致候付、残四人之もの
より過料銭被召上、農事之外御叱被成候、青木徒伐御停止
之義兼而被仰渡心得も可有之処、右体御苦柄相生候義畢竟
守護等閑故候、依而急度不調法可被仰付候得共、以来守護
形申出候付被相宥、御用農事之外御叱被成候、

十一月

一　十九日、役内村催促致候面々無残罷越候故、御書付之通申渡候、
一　廿二日、高橋松之助、右は院内駅場片付相勤罷有候仁、左之通
手紙到来、
上略、然ハ爰許銀山松右衛門と申者子共祐蔵と申者、米沢ニ
おゐて似セ金拵候而欠落致、銀山江参居候よしニ而、米沢よ
り取手之者侍分共ニ都合七人当処和三郎処ニ逗留居申候而御
屋敷江迄願申出、御屋敷よりも御足軽等被差出候而銀山江遣
候処、仮令御用と有之候而も久保田表江御伺之上ニ無之候得
者曽而入置候義不罷成段銀山より被申掛、無拠一ト先引取候
由ニ相聞得候、右ニ付御屋敷より態ニ新田永助久保田表へ被
差登候、米沢之義ハ格別御国江は御中柄之事故御取扱不被成
候而も宜敷可有之候哉、右御取合申上候、別而相変候義無之
候得共右可申上、早々御報奉待入候、以上、

十一月廿二日　高橋松之助

湊曽兵衛様

右之通申来候故、此方より即返答ニ相及候は、右祐蔵と申者ハ全御百姓筋之者ニも無之、其上米沢役人大山家江頼入候事ニ候得者、郡方ニ少シも相預之訳迚無之候故、於御役屋ニ取扱候義有之間敷候段挨拶ニ相及申候、

一　廿三日、小栗忠蔵・関純五郎江松之助より之手紙差添候而、何辺ニ御他領へ相拘り候義故、松之助江返答致候趣、猶米沢役人より万々一掛合ニ相成候節ハ可申上候得共、此段一ト通役頭へ御耳立候而被差置可被下候段申遣候、

一　廿六日、関純五郎より廿三日附之手紙を以左之通り申来候故、則向々江申渡候、

昨夕役頭江罷越候処被仰含候ニハ、堀回村・前郷村・大戸村辺此頃疫病流行ニ而、一家之内ニも弐人・三人ほと伏罷有候事ニ相聞得候、今年柄別而極窮之者ハ薬用も致兼候体之者侭可有之、右よふ之者其村肝煎・長百姓吟味之上御役屋へ申立候ハヽ、御施薬可被成置との御事ニ御座候、右医者之義ハ岩崎村元慎於上ニ御頼被成候故、御施薬拝領願申出候ハヽ、元慎御催促、右形被仰含可然奉存候、多人数ニ相至候ハヽ日々通ひ治療も相成間敷候故、前郷・堀回抔之内ニ居掛り候而療治可致との御事ニ御座候、薬料等之事ハ跡ニ而同人申立ニ向御取調有之事ニ御座候故、心程療治可致趣難有事ニ御座候、下略、

但右悪病流行致候義ハ先頃純五郎抔江も申遣候筋役頭御聞取之故と被考申候、

右之通申来候故両西馬音内江左之通書状を以申渡候、

其村々并寄郷共先頃より疫病流行、今年柄別而極窮之者薬用も致兼候体之もの侭可有之、右よふ之者其村々肝煎・長百姓吟味之上御役屋江申出候ハヽ、御施薬可被成置候故、能々吟味取調候而早々可申出候、以上、

十一月廿六日

一　岩崎村菅元慎江も御役屋へ早々罷越可申候段、書状を以申遣候、

一　廿七日、豊田五右衛門より廿四日附御判紙添書状今朝相達候、

上略、役内村肝煎并長百姓共御叱被仰付候処、此度御免之段被仰渡候故、早速御催促被仰渡被下度候、

右之通申来候故則催促之御用状を以親郷横堀村肝煎方、右御用状差遣候、

一　廿八日〔寒〕、岩崎村医者菅元慎御役屋へ罷越候故、此間役頭より被仰含候両西馬音内辺疫病流行致候付御施薬被成置候付、右元慎へ治療被仰付候旨同人江申渡候、

一　同日、跡部惣兵衛より御判紙添を以書状相達候内、左之通ニ有之候、

一　調銭弐百貫文　軽井沢村　御蔵元藤屋多三郎より渡

一　同銭弐百貫文　上仙道村　右同人渡シ

一　同銭弐百貫文　　中仙道村　　御蔵元小川長右衛門・藤木
平兵衛より百貫文宛
右は今年作並不宜御収納立可仕様無之、焚炭御入付為御前
銭拝借、直段ハ追而被仰渡候筈ニ而拝借被仰付候、
右差図書へ役頭御刻判取り仕送達候故、則親郷西馬音内堀回村
迄御用状を以右村々肝煎共御役屋へ相詰候義催促致候、

一　調銭拾九貫六拾九文　　大久保村　　御蔵元小野屋伊八よ
り渡
右は右村御開田堰水門新規御拵直、御納戸高并辛労高御割
合郡方御出銭之分、
但右村へも催促御用状則差出候、

貝沢村筆役　喜兵衛
右は重き御趣意柄を以当春中より於上切添出高御吟味之砌
出高ニ可相成候分不少有之処、上江差上候得者入料等多少
も有之と申事取調を附置、実は勝手之謀計より上を欺き開
発御忠進之方へ申出候段重畳不届之至候、依之右御科を以
生保内口御境御追放被仰付候、

右同村　肝煎
追而御科被成置候迄御用農事之外慎罷有可申候、

右同村　長百姓共
御高筋ニも不限壱体筆取へ斗り為任置候無調法ニ付、御
用農事之外御被仰付候、

猶貝沢村へ被仰渡候ハ、喜兵衛居り不申候而も高筋之義ハ
明春御取調之節迄ニハ無差遣取調置可申候段兼而被仰渡候
得共、猶又此段被仰渡置候、
右之通申来候付則催促之手紙差出候、且ツ湯沢郡方御足軽手不
足ニ候故、横手郡方御足軽之内両人湯沢へ明廿九日罷越候様、
同役吉沢助左衛門迄御用状を以申遣候、

一　廿九日、役内村肝煎・長百姓御役屋へ罷越候故御呵御免之段申
渡候、

一　横手御足軽佐左衛門・左太郎并貝沢村肝煎・長百姓并筆取喜兵
衛罷越候得共、夜分ニ相成候故今朝可罷出候段申渡候、

一　鯨岡四郎左衛門今日横手より湯沢御役屋へ着致候、

大十二月

一　朔日貝沢村之者共へ先頃申来候通り申渡、猶御足軽へ差紙相渡
候、左之通、

覚〔半切紙へ認之〕

雄勝郡赤袴村御百姓　喜兵衛
右は無調法有之、此度其御境口御追放被仰付候間、御境相通
可被申候、以上、
酉十二月　　湊曽兵衛　印判
生保内御境口御番人衆

一　上仙道・中仙道・軽井沢村、右三ヶ村肝煎同道ニ而親郷西馬音

内堀回村肝煎今晩罷越候故、此度拝借被仰付候分差図書跡部惣兵衛より仕送相達候分取揃渡申候、右請留堀回り村肝煎より為差出申候、

一五日、浅舞御役屋詰合田処主鈴より申来候は、西馬音内前郷村肝煎三郎兵衛・彦四郎御呵御免之段、豊田五右衛門より主鈴方江先月中申来候付、同廿六日右村江主鈴御用有之、回在之節御免之趣申渡候段申来候、

一跡部惣兵衛より貝沢村□庶七右衛門江家業仕入之為願申立候処、御吟味之上調銭百貫文拝借被仰付候間、早々当人催促候而右可相渡候段申来候故則催促之御用状差遣候、

一吟味役豊田五右衛門暮回在ニ而今日より湯沢御役屋江罷越候、

一此度御直書を以於陰ノ間郡奉行江被仰渡候御書付之写、五右衛門持参、右借用左ニ記ス、

御直書

郡奉行江

領内窮民共其処ニ寄り今以子を省候義間々有之よふ相聞得候、御先代ニも深く御気毒被思召たる御事ニ候、凡生気あるもの鳥獣に至る迄子をいつくしミ親をしたへ候者天地之定理ニ而候、況や万物の霊たる人身を受なから左様残忍なる義致候訳無之筈、畢竟飢寒身に迫候得者慈愛の父母といへとも其子をたもち候事も相成兼候ゆへと不便なる事ニ候、然るを救兼候而は一国に君とし万民を養候筋ニも不相叶、天鑿之程恐入たる事ニ候、其方とも義ハしたしく民庶を取扱、治道の根元ニも預候役筋ニ候得ハ、此存慮ニ体し専ら撫育を加ひ、仁慮をおしひろめ候ハ勿論之事ニ付、自今猶更格別ニ申合、御先代之思召我等存慮之趣共属役初村役人ニ迄も能々申論、旧来の悪習を一洗いたし、追々六郡の戸口相増し、墾田并諸産物ニ至迄冨曉相成よふ専一に可相勤候、委曲年寄共可申含もの也、

十月

執達

郡奉行江

今日段々被仰出候省子御撫育之思召誠ニ難有御事ニ候、此度御先代様ニも深ク御気毒ニ被思召取調等被仰付候得共彼是差支之事共ニ而御執行も不被遊、御残念ニ被思召たる御事ニ候、当時御財用向甚御差支之御時節ニ候故、右御撫育料等此節被成御備候義ニハ迚も難被相及候、乍去惣して箇様之義ハ仕法の末にのミ相泥候而ハ却て　御実恵行届兼、徒ニ下々の労煩を相増候よふ之義間々有之事故、各におゐて篤と思召に被奉体、属役ハ不申及村役人末々迄も難有御仁恵之御趣意得と被申論、銘々深ク勘弁致候而、一郡一村限ニも簡便之取斗方も有之、自然格別之御物入等ニも不相及、漸々悪習之改候筋も可有之事故、各壱人限ニも専ら存慮被尽、篤キ思召之御趣意行届候よふ専一に可被申含事、

十月

一 九日、片岡矢右衛門稲庭村より湯沢御役屋江今日引移り申候、

一 十一日、豊田五右衛門御役屋より横堀村へ引移候、

一 同日、跡部惣兵衛今日湯沢御役屋へ着申候、

一 十二日、惣兵衛相伝ひ候は、役頭被仰含候ハ、去申年村々御撫育御取扱被仰付候面々へ今年米六斗宛拝領被仰付候義故、則回状を以七親郷江申渡、

一 御蔵元共六八金ニ而御入銭ニ相成、内通りハ迷惑も可有之よしニ而、左之通被下置候義、惣兵衛書付持参候故則申渡候、

一 三拾貫文　石川平兵衛
一 同断　内藤久兵衛
一 同断　藤屋多三郎
一 弐拾五貫文　小川長右衛門
一 拾五貫文　藤木平兵衛
一 拾貫文　小野屋伊八

右之案文ハ去申年年中御備銭請払辛労致候付、格別御吟味之上、為御合力被下置候間、右銭其元御預御備銭之内より請取可申候、以上、

但シ此差図書我等持参帰宅之上役頭御割判取惣兵衛へ仕送候筈、

一 十四日、片岡矢右衛門岩崎村へ今日引移候而直々罷帰候積、鯨岡四郎左衛門ハ西馬音内前郷村江罷越、御役屋納米請取御用ニ候、

一 十五日、湯沢御役屋詰御用向跡部惣兵衛へ相伝ひ今日出立、昼食なしニ而浅舞村御役屋ニ而壱宿、此節同処詰合小栗忠蔵・関純五郎より久府江御伺之御用被相伝申候、今朝湯沢江差出候手形左之通、

米壱石三斗五合請取申候、右は郡見回役加勢ニ而雄勝郡湯沢町役御役屋詰当酉八月廿三日より同十二月十四日迄、日数百九日之内廿二日、平鹿郡浅舞村御役屋詰并村々回在、残日数八拾七日分、但壱日五合三人御扶持方、於当処被渡下候時、以上、

文政八年酉十二月十五日　名

湯沢肝煎殿

一 十六日、浅舞御役屋出立、田村ニ而昼食、角間川村ニ而壱宿、同村御開田御勘定帳黒丸五郎兵衛より請取り候、猶御開田明年ニ相当り、御入用之分中勘候而明早春可差出候よふ之義をも申含候、

一 十七日、角間川村出立、北楢岡村ニ而昼食、刈和野村ニ而壱宿、今晩上淀川村壱宿之向触ニ差出候得共、道悪敷如何共尺取兼、日暮方漸々刈和野村江着致候、

一 十八日、刈和野村出立、和田村ニ而昼食、夜暮六ツ時帰着、

一 十九日、御評定処江帰宅之御届申上候、役頭へ罷出候而御用向申上候、

一　廿日、斎殿戻り御判紙添ニ而浅舞御役屋詰小栗忠蔵・関純五郎
江申遣候ハ左之通、
浅舞村玄福寺返上米百八拾表之内、去申年願申上候而九拾
表宛之上納ニ相成候処、今年不熟ニ付四拾五表上納、残ハ
明年相納度候よし之義、願之通昨日役頭被仰含候、
一　今宿村へ拾五石、沼館村へ七石年々御助成被下置候処、明
春御渡之処、当時御渡拝借仕度候よし、村方願出之段御伺
申上候処、当時御渡難被遊候義ニ被仰含候事申遣候、
一　右同村ニ致候而湯沢詰鯨岡四郎左衛門・跡部惣兵衛へ左之通申
遣候、
一　米弐俵　湯沢町　兵右衛門
右は昨年捨子養育仕候付、其節ハ銭五貫文拝借、
一　三貫文　同処御升取　兵治
右は年中御役屋へ罷出候而、何角と御用向相勤候、為御
合力壱郡割より拝領、
一　銀弐拾目也　青柳縫殿
右は湯沢駅場方御用相勤候ニ付、為御合力拝領、
横堀村　与治兵衛
中村　伊右衛門
三梨村　丹兵衛
畠等村　権作
八幡村　惣吉
桑崎村　作之允
寺沢村　藤右衛門
合七人江米三俵ニ銭弐貫文宛御撫育拝領、
一　米弐俵　杉沢村　専之助
右は家内ニ老人・セ倅等をも無之ニ付御取揚難被成候得
共、極窮之よし故、右之通御撫育拝領、
一　湯沢住居郡方御足軽伝蔵、郡方より拝借銭当秋中囚人番之
処、囚人取逃候ニ付御奉公御暇被仰付候故、右拝借銭被捨
下候、
一　上院内村四郎兵衛家内鶴松女房懐妊之義書上不申候処、五
ケ月とて此度体之不相分候者生候よし申出ニ付、四郎兵衛
義ハ書上不埒ニ付、御用農事之外御呵、同村肝煎・長百姓、
右不吟味ニ付御用農事之外御呵、
一　廿二日、今日左之通御賞拝領致候、
鯨岡四郎左衛門・小栗忠蔵・田処主鈴、右三人ハ年中回村辛
労致候付五拾目宛、御撫育取調ニ付三拾目宛、跡部惣兵衛・
関純五郎・湊曽兵衛右三人回村ニ付八拾目宛、御撫育ニ而右
同断宛拝借、
一　廿三日、我等持参致候湯沢御蔵元共へ拝領被仰付候御合力之分、
役頭御割判取り候而、斎殿戻り御判紙添を以、浅舞詰関純五郎
迄仕送致候節ニ湯沢御蔵元之分跡部惣兵衛差遣候、
一　廿四日、御役処御用仕舞恐悦申上候、

一　廿五日、御用仕舞恐悦年寄中御逢被遊候、同役回在之外何レも
罷出候、

（了）

開　館　時　間

●平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・午前９時～午後７時
●土曜・日曜日・祝日・・・・午前１０時～午後６時

休　館　日

●毎月第１水曜日（その日が休日のときは第２水曜日）
●年末年始（12月28日～１月３日）
●特別整理期間

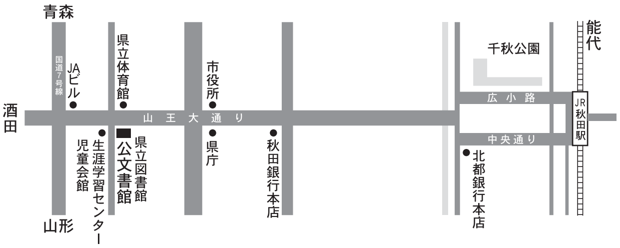

秋田県公文書館研究紀要　第二一号
平成二七年三月二五日発行
編集
発行　秋田県公文書館
〒〇一〇—〇九五二
秋田市山王新町一四—三一
電話　〇一八（八六六）八三〇一

（題字　寿松木　毅）
この印刷物は六五〇部作成し、
その経費は一部あたり一四七円です

ホームページ　http://www.pref.akita.lg.jp/kobunsyo/
Ｅメール　koubun@apl.pref.akita.jp

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。